

甲州市公共施設等総合管理計画

令和4（2022）年3月改訂

甲州市

目次

公共施設等総合管理計画について	1
(1) 公共施設等総合管理計画の策定の背景と目的	1
(2) 位置づけ	1
(3) 計画策定年度及び改訂年度	1
(4) 計画期間	2
(5) 対象とする公共施設等	2
第1章 甲州市の概要	3
1 市の概況	3
2 公共施設等の状況	4
(1) 公共施設の概況	4
(2) 公共施設（行政財産）の県内自治体比較	5
(3) 普通会計等公共施設の地域別の状況	6
(4) 普通会計等公共施設の年度別の設置状況	7
(5) 施設保有量の推移	9
(6) 公営企業の施設	10
(7) インフラの状況	13
(8) 有形固定資産減価償却率の推移	16
(9) 過去に行った対策の実績	18
3 人口動向	19
(1) 本市全体の人口の推移と推計	19
(2) 地区別の人口の推移	20
4 財政の現況と課題	23
(1) 歳入	23
(2) 歳出	24
(3) 歳出に占める人件費割合と職員数の推移	26
(4) 歳出に占める扶助費割合の推移	27
(5) 歳出に占める投資的経費割合の推移	27
(6) 基金	28
(7) 市債残高の推移	29
(8) 公共施設（普通会計）の将来の更新等費用	30
(9) インフラ（普通会計）の将来の更新等費用	32
(10) 効果額（普通会計）の算定	34
(11) 公共施設（公営事業会計）の将来の更新等費用	37
(12) インフラ（公営事業会計）の将来の更新等費用	38
(13) 効果額（公営事業会計）の算定	40
(14) 公共施設等（普通会計＋公営事業会計）の将来の更新等費用	42
(15) 歳入・歳出全体ベースでの財政推計	44

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	46
1 現状や課題に関する基本認識.....	46
(1) 公共施設等の維持管理に関する将来的な展望と課題	46
(2) 現在の維持管理の仕組みと課題	46
(3) 公共施設等の老朽化	46
(4) 人口構造の変化	46
(5) 公共施設等の更新需要の増大	47
(6) 公共施設等の更新のための財源の不足	47
2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	49
(1) 基本方針	49
(2) 公共施設等の管理に関する具体的な実施方針	50
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	52
1 社会教育系施設.....	52
(1) 集会施設	52
(2) 図書館	56
(3) 博物館等	58
(4) 文化施設	60
2 スポーツ・レクリエーション系施設	61
(1) スポーツ施設	61
(2) レクリエーション施設・観光施設	64
3 学校教育系施設.....	67
(1) 学校	67
(2) その他教育施設	70
4 子育て支援施設.....	72
(1) 幼保・こども園	72
(2) 幼児・児童施設	74
5 保健福祉施設.....	76
(1) 障害福祉施設	76
(2) 福祉施設	78
(3) 保健施設	80
6 医療施設.....	82
(1) 医療施設	82
7 公営住宅.....	84
(1) 公営住宅	84
8 行政系施設.....	87
(1) 庁舎等	87
(2) 消防施設	89
(3) その他行政施設	93
9 供給処理施設.....	95
(1) 供給処理施設	95

1 0	その他.....	97
(1)	公園施設	97
(2)	公衆トイレ	99
(3)	その他	102
1 1	勝沼病院事業.....	104
1 2	勝沼ぶどうの丘事業.....	105
1 3	上水道事業（簡易水道事業を含む）.....	106
1 4	下水道事業.....	107
1 5	道路.....	108
1 6	橋りょう.....	109
1 7	水路.....	110
1 8	公園.....	111
第4章	フォローアップの実施方針.....	112
1	情報の一元管理と庁内連携の強化	112
2	公共施設等総合管理計画の改訂	112
3	市議会や市民との連携について	112

【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額、延床面積等については単位未満で四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。なお、経過年数については令和4(2022)年3月31日現在の経過年数を記載しています。1年未満の月数は切り捨てて記載しています。

② %（パーセント）表記について

実績値を「%（パーセント）」表記する場合、小数点以下二位を四捨五入しています。そのため、合計値が「100%」にならない場合があります。

③ 複合施設の計上について

複合施設の場合は、それぞれの分類ごとに施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

公共施設等総合管理計画について

(1) 公共施設等総合管理計画の策定の背景と目的

本市では保有する公共施設について、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等を効果的かつ計画的に実施し、財政負担の軽減化と平準化を図るとともに、将来のまちづくりの実現に寄与することを目的に、平成 29（2017）年 3 月に「甲州市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定しました。

「総合管理計画」では、今後の各施設における市民サービスの維持向上と安全性の確保を前提として、施設にかかる更新費用のより一層の縮減を目指しています。

この目標の達成に向け、公共施設等の管理に関する基本方針として、施設規模の適正化、品質担保、コスト管理を軸とし、建替えを実施する際には類似機能を持つ近隣施設の「一元化」の他、「複合化」や「多機能化」などの手法により施設を再編していくこと、今後も引き続き使用していくことが見込まれる施設は、バリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの採用、防災機能の強化など、時代の変化に応じた機能を有するように改修を行いながら「長寿命化」を図ること等を定めています。

これらの基本方針を踏まえ、施設を総合的な観点で捉え、施設の質的改善も踏まえた大規模改修や長寿命化を目指し、改修時期等を設定することで計画的に長寿命化を進め、コストの縮減と平準化を図ることを目的に、本市が所有する施設について令和 2（2019）年 3 月に「甲州市公共施設等個別施設計画」（以下、「個別施設計画」という。）を策定しました。

前回の総合管理計画策定から一定の期間が経過しており、個別施設計画の内容を反映していく必要があることから、見直しを行っていくため「甲州市公共施設等総合管理計画（改訂版）」を策定します。

(2) 位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である第 2 次甲州市総合計画の実現のため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示したものです。また、本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25（2013）年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、地方公共団体がインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取り組みの方向性を明らかにする計画として策定する「インフラ長寿命化計画」（行動計画）として位置づけられるものであり、個別施設ごとの個別施設計画や長寿命化計画の指針となる計画です。

本計画の推進にあたっては、第 2 次甲州市総合計画との整合を図るとともに、類型別の個別施設計画及び長寿命化計画とも整合を図るものとします。また、地方公会計制度で整備された固定資産台帳についても施設面積等の情報で整合を図るものとします。

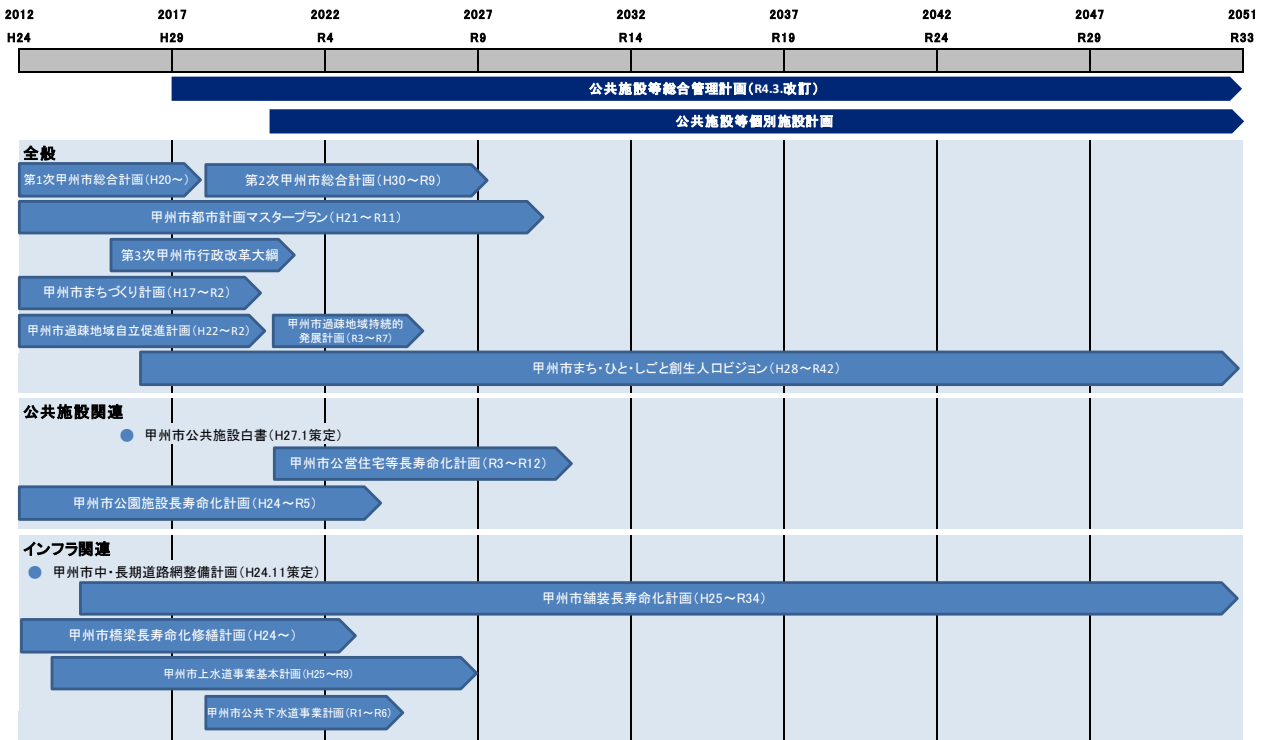
(3) 計画策定年度及び改訂年度

総合管理計画は、平成 29（2017）年 3 月に策定しました。その後、令和 2（2020）年 3 月に個別施設計画を策定したことに伴い、今回、改定を行うものであります。今後、社会情勢や市民ニーズの変化を捉えて、適宜改訂見直しを図るものとします。

(4) 計画期間

総合管理計画は、甲州市の将来の人口や財政の見通し等を基に長期的な視点で計画するものとし、今回の計画期間は、令和4(2022)年度から令和33(2051)年度までの30年間とします。

図 0-1 公共施設等総合管理計画と他の計画の関係



(5) 対象とする公共施設等

本市は、市役所などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、公民館や図書館、体育館など多くの市民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、市営住宅など多岐に渡る施設を保有しています。

また、道路・橋りょう・上下水道施設などのインフラを保有しています。

他にも、水道事業、勝沼ぶどうの丘事業、勝沼病院事業などの公営企業においても施設を保有しています。

総合管理計画において対象とする公共施設等は、原則としてインフラや公営企業を含むすべての公共施設等としますが、車両や機械装置などは対象外としています。

第1章 甲州市の概要

1 市の概況

平成17(2005)年11月1日、塩山市、勝沼町及び大和村が合併し、「甲州市」が誕生しました。

本市は、山梨県の中央東寄りに位置し、西部から南部にかけては山梨市及び笛吹市、東部は大月市、丹波山村及び小菅村、北部は埼玉県に接しており、県都甲府市から20km圏内、都心から100km圏内に位置しています。

本市の総人口は、令和2(2020)年国勢調査結果では29,237人で、合併した平成17(2005)年からの15年間で6,685人減少しており、世帯数は、令和2(2020)年では11,152世帯で平成17(2005)年の11,666世帯から514世帯減少しています。

また、年齢階層別人口の構成比率は、年少人口(14歳以下)は10.4%(平成17(2005)年14.2%)、生産年齢人口(15～64歳)は52.9%(平成17(2005)年59.1%)となっており、合併時から減少傾向にあります。一方で老年人口(65歳以上)は36.7%(平成17(2005)年26.7%)と大きく増加傾向にあり、少子高齢化の進行がうかがえます。

2 公共施設等の状況

(1) 公共施設の概況

令和3（2021）年3月31日時点で、本市が保有する公共施設は224施設あり、総延床面積は188,609.90㎡となっています。

これらの施設について、維持管理や運営状況などの現状を分析するため、本市の公共施設の実情に即した区分により分類しています。

表 1-1 公共施設の一覧（※1）

会計名	大分類	中分類	施設数	延床面積（㎡）
普通会計	社会教育系施設	集会施設	22	18,356.20
		図書館	4	2,229.03
		博物館等	4	3,241.07
		文化施設	1	269.76
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	11	12,126.60
		レクリエーション施設・観光施設	20	16,371.97
	学校教育系施設	学校	19	63,640.68
		その他教育施設	1	1,844.63
	子育て支援施設	幼保・こども園	6	3,184.86
		幼児・児童施設	6	1,854.30
	保健・福祉施設	障害福祉施設	2	2,516.72
		福祉施設	3	2,817.91
		保健施設	1	1,665.84
	医療施設	医療施設	3	225.48
	公営住宅	公営住宅	11	30,846.04
	行政系施設	庁舎等	12	16,627.97
		消防施設	37	2,509.91
		その他行政系施設	7	241.29
	供給処理施設	供給処理施設	2	3,771.17
	その他	公園施設	12	657.99
公衆トイレ		31	574.70	
その他		9	3,035.78	
合計			224	188,609.90

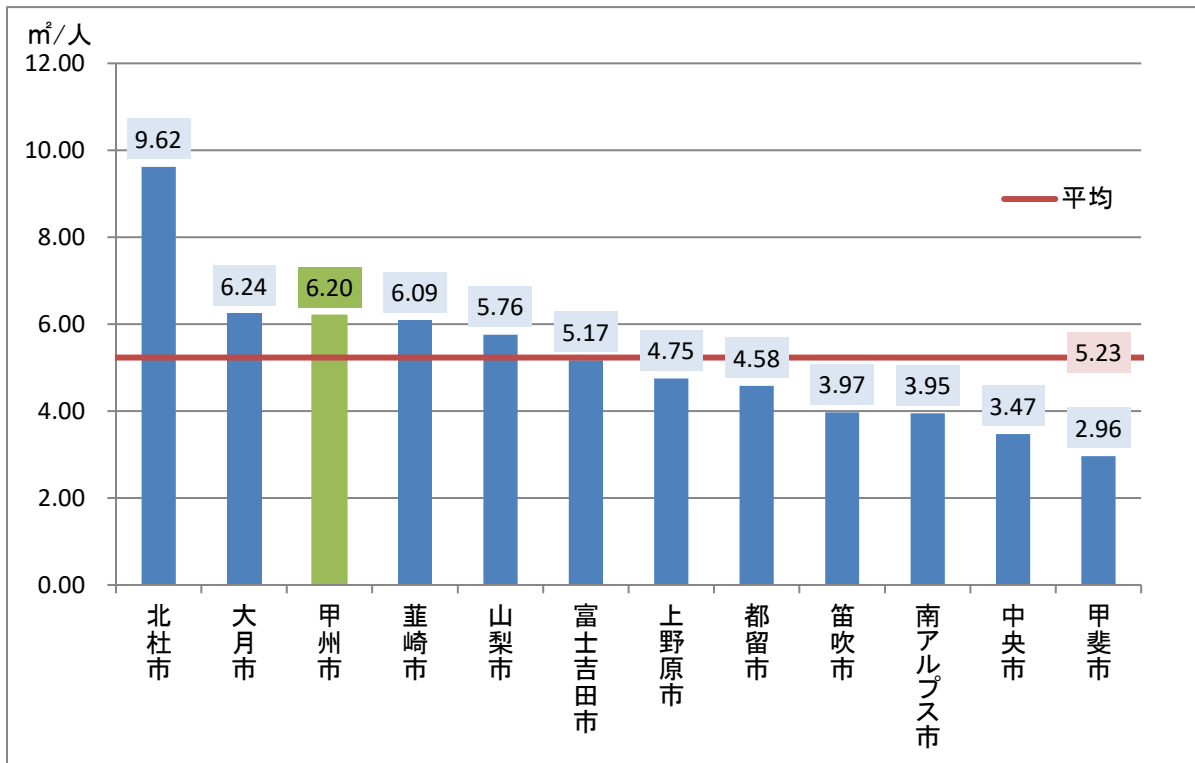
※1 複合施設¹の場合は、それぞれの分類ごとに施設数を計上しています。

¹ 複合施設とは、複数の施設（機能）が集まっている建物のことです。

(2) 公共施設（行政財産²）の県内自治体比較

本市の公共施設（行政財産）の延床面積は181,263㎡となっています。県内の13市のうち人口規模の違う甲府市を除いた12市で比較してみると、市民1人当たりの延床面積は6.20㎡で、平均である5.23㎡をやや上回っている状況です。延床面積で計算すると、約28,000㎡上回っている状況です。また、大きい方から順位付けすると3番目の水準となっています。

図 1-2 人口と総延床面積の県内自治体比較（1人当たり延床面積）



※1 町村については、市と大きく状況が異なるため、除外しています。

※2 甲府市は、人口等の規模が他の市と大きく異なるため、除外しています。

※3 延床面積については市町村公共施設状況調査結果（平成30（2018）年度）、人口については令和2（2020）年国勢調査人口を基に作成しています。

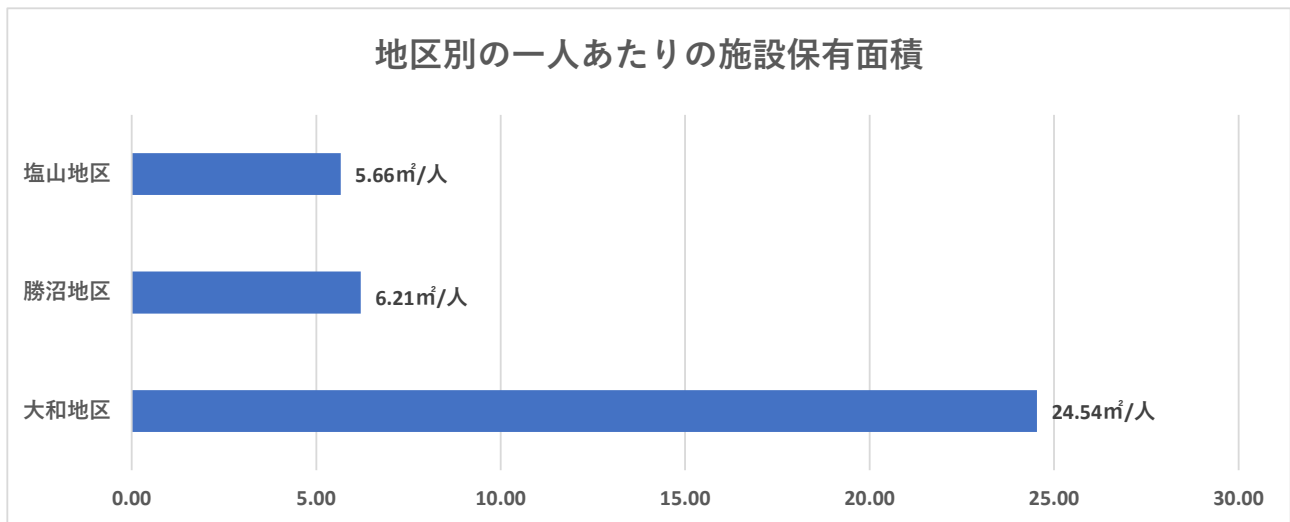
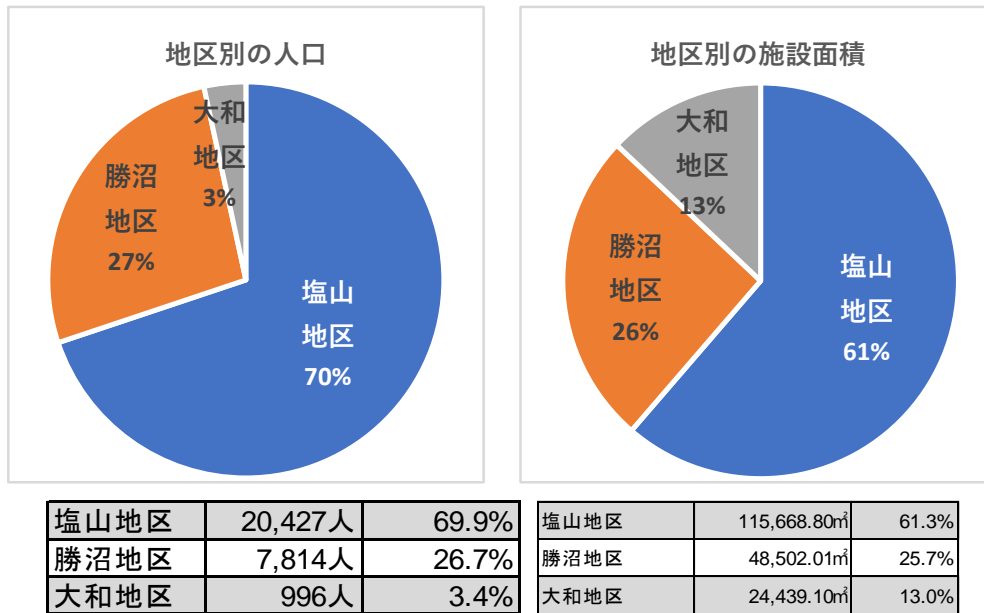
² 行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産のことです。

(3) 普通会計等³公共施設の地域別の状況

合併前の旧市町村の地域別総延床面積で見ると、人口の26.7%を占める勝沼地区が約4万8千²m² (25.7%) で人口と施設面積の割合がほぼ等しい状況であり、人口の3.4%を占める大和地区が約2万4千²m² (13.0%) と人口の割合よりも延床面積の割合が高く、施設の過剰感が高くなっています。

一方、塩山地区は、人口では69.9%を占めていますが延床面積は約11万6千²m² (61.3%) となっており、他の地区に比べて施設の過剰感は低くなっています。

図 1-3 地区別の人口、地区別の施設面積及び地区別の1人あたりの施設保有面積



※地区別の面積については、固定資産台帳の令和3（2021）年3月31時点の数値を基に作成しています。

※地区別の人口については、国勢調査の令和2（2020）年の数値を基に作成しています。

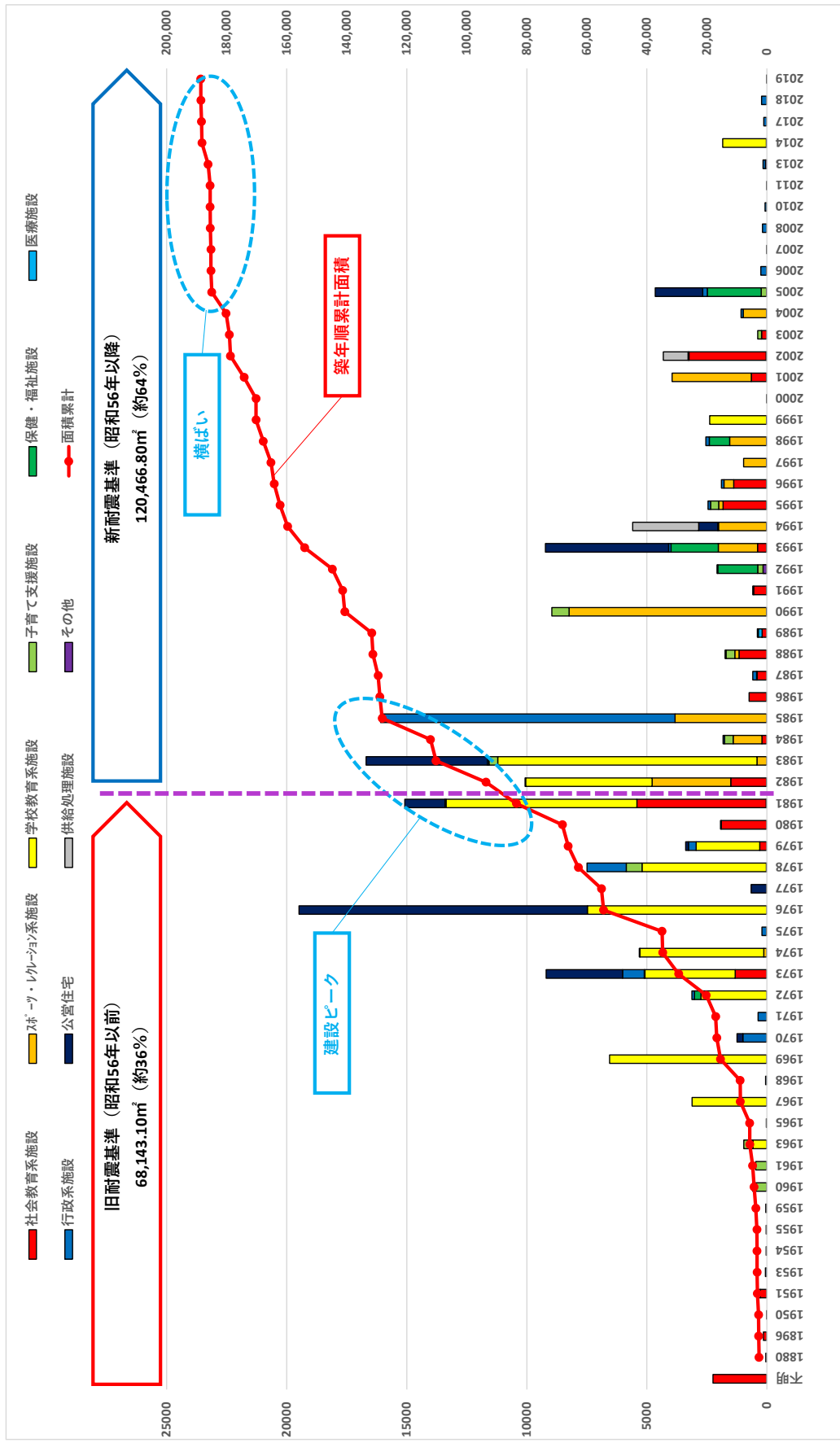
³ 普通会計等とは、普通会計および公営企業（上水道事業や下水道事業等）に属さない公営事業会計（国民健康保険事業特別会計等）を統合したものです。

(4) 普通会計等公共施設の年度別の設置状況

建設年度別の整備状況を見ると、昭和 48 (1973) 年頃から毎年約 5 千㎡増え続け、建設ピーク時の昭和 56 (1981) 年～昭和 60 (1985) 年の 5 年間では合計約 6 万㎡を整備しました。昭和 61 (1986) 年以降は、それまでに比べ整備量が鈍りますが、平成 2 (1990) 年に勝沼ぶどうの丘、平成 5 (1993) 年は保健・福祉施設（塩山保健福祉センターおよび勝沼健康福祉センター）や、塩山 B&G 海洋センターが建設されたことから整備量が突出しています。

平成 19 (2007) 年以降では新たに整備することが少なくなりましたが、平成 26 (2014) 年に学校給食センターを建設したことで整備量が一時的に増加しました。

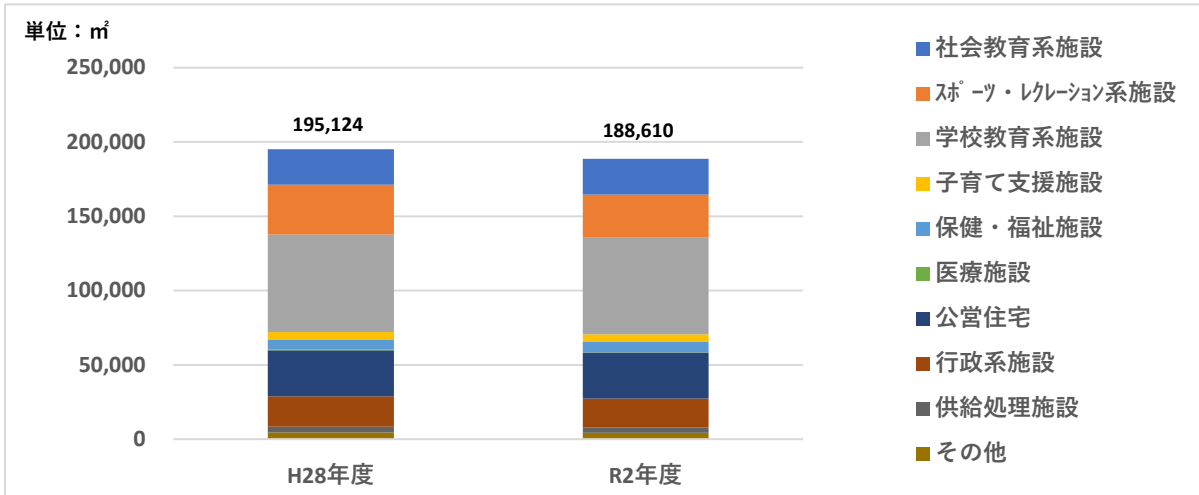
図 1-4 大分類別の建築年度別総延床面積の推移



(5) 施設保有量の推移

建物延床面積は、倉庫（旧広瀬琴川ダム事務所）や公営住宅（市営熊野住宅・市営円光団地）等の除却により減少しているものの、概ね横ばいで推移しています。

図 1-5 建物延床面積の推移



(6) 公営企業⁴の施設

公営企業が有する公共施設は、会計別に以下のとおりとなります。

①水道事業会計

水道事業会計では、令和2（2020）年度から簡易水道事業特別会計の地方公営企業法適用化への移行に合わせ事業統合を行っています。保有資産については、旧上水道事業分として、浄水場を2箇所（処理能力4,460 m³/日）、配水池を10箇所（容量9,885 m³）有しており、旧簡易水道事業分として浄水場を8箇所（処理能力3,144 m³/日）、配水池を33箇所（容量6,716 m³）有しています。

表 1-6 水道事業の施設一覧

施設名		処理量 (m ³ /日) ・ 容量 (m ³)
旧 上 水 道 事 業	新設千野浄水場	3,000
	勝沼浄水場	1,460
	処理量合計 (旧上水)	4,460
	高段配水池	2,000
	中段第一配水池	1,500
	中段第二配水池	3,500
	小屋敷配水池 1	135
	小屋敷配水池 2	74
	藤木配水池	1,000
	下柚木配水池	96
	勝沼配水池 (第1)	410
	勝沼配水池 (第2)	420
	上町配水池	750
	容量合計 (旧上水)	9,885
旧 簡 易 水 道 事 業	玉宮浄水場	300.0
	大久保平浄水場	50.0
	中原浄水場	660.0
	祝浄水場	1,323.0
	深沢浄水場	30.0
	東部浄水場	147.0
	天目浄水場	34.0
	上荻原浄水場	600.0
	処理量合計 (旧簡水)	3,144.0
	玉宮浄水場	300.0
	高区配水池	200.0
	中区配水池	540.0
	低区配水池	500.0
	向久保配水池	220.0

⁴ 公営企業とは、本市が特別会計としてかつ地方公営企業法を適用している水道事業等のことです。

施設名		処理量 (m ³ /日) ・ 容量 (m ³)
旧 簡 易 水 道 事 業	玉宮第1配水池	53.3
	玉宮第2配水池	44.1
	玉宮第3配水池	228.0
	玉宮第4配水池	80.4
	裂石配水池	82.0
	一ノ瀬配水池	37.5
	広域第1配水池	510.0
	広域第2配水池	500.0
	祝配水池	593.0
	岩崎配水池	550.0
	中原配水池	560.0
	土地洞配水池	120.0
	三光寺配水池	75.0
	東雲配水池	210.0
	新東雲配水池	450.0
	東部配水池	116.0
	中部配水池	40.0
	中部第1配水池	90.0
	中部第2配水池	250.0
	西部低区第1配水池	200.0
	西部低区第2配水池	95.0
	西部高区配水池	130.0
	大久保平第1配水池	36.0
	大久保平第2配水池	36.0
	大久保平第3配水池	60.0
	深沢高区配水池	30.0
	深沢低区配水池	20.0
	天目配水池	50.0
	大明神配水池	10.0
	容量合計 (旧簡水)	6,716.3

②勝沼ぶどうの丘事業会計

勝沼ぶどうの丘事業会計が管理・運営している施設は、以下のとおりです。

表 1-7 勝沼ぶどうの丘施設一覧

施設名	面積 (m ²)
天空の湯	1,300
美術館	648
宿泊施設 (新館)	906
インフォメーションホール	506
ワインカーヴ	382
レストラン	978
イベントホール	1,832
屋外便所	18
倉庫	11
農産物直売所・案内所	365
付属施設	316
便所	18
合計	7,281

③勝沼病院事業会計

勝沼病院事業会計では、勝沼病院 (面積 1,991 m²) を保有し、指定管理者制度により管理・運営を行っています。

表 1-8 勝沼病院事業の施設一覧

施設名	面積 (m ²)
勝沼病院	1,991
合計	1,991

④下水道事業会計

令和2 (2020) 年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計方式へ移行 (法適化) した下水道事業特別会計では、浄化センターを1箇所 (面積 662 m²) 有しています。

表 1-9 下水道事業の施設一覧

施設名	面積 (m ²)
大和浄化センター	662
合計	662

(7) インフラの状況

①道路

市が所有し、管理する道路は以下のとおりです。

表 1-10 道路種別々延長・面積

種別	総延長 (km)	面積 (m ²)
1級(幹線)市道	61	372,961
2級(幹線)市道	37	171,832
その他の市道	316	1,360,367
自転車歩行車道	2	5,454
農道	364	1,149,789
林道	27	109,077

※実延長(重複延長を除く)

この他、市内には、国道、県道等の本市以外が所有し、管理する道路が以下のようにあります。

表 1-11 本市内を通る国県道

種別	総延長 (m)	面積 (m ²)
国道 20 号線	10,470	不明
国道 140 号線	673	10,248
国道 411 号線	33,619	512,798
主要地方道	19,069	205,511
一般県道	69,301	578,731

これらに加えて、市が所有し管理するトンネルが3本・総延長0.6km(農道)、歩道橋が1箇所あります。

②橋りょう

表 1-12 構造別橋りょう本数、延長、面積

種別	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (m ²)
鋼橋	90	2,238	10,065
コンクリート橋	209	1,906	10,978
木橋	5	70	133
石橋	1	3	9
合計	305	4,217	21,186

表 1-13 長さ別橋りょう本数、延長、面積

橋りょう長さ	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (m ²)
15m 未満	215	1,275	5,821
15m 以上	90	2,942	15,365
合計	305	4,217	21,186

表 1-14 構造別橋りょう本数、延長、面積（農林道）

種別	本数（本）	実延長（m）	面積（㎡）
PC 橋	4	57	150
RC 橋	119	641	2,489
鋼橋	43	1,154	7,061
その他	4	68	110
合計	171	1,913	11,468

表 1-15 長さ別橋りょう本数、延長、面積（農林道）

橋りょう長さ	本数（本）	実延長（m）	面積（㎡）
15m 未満	137	735	2,701
15m 以上	34	1,178	8,767
合計	171	1,913	11,468

③水道事業

表 1-16 管種別延長（水道事業全体）

種別	延長（m）
導水管	5,530
送水管	16,556
配水管	328,731
合計	350,817

表 1-17 管種別延長（旧上水道）

種別	延長（m）
導水管	1,296
送水管	8,737
配水管	140,802
合計	150,835

表 1-18 管種別延長（旧簡易水道）

種別	延長（m）
導水管	4,234
送水管	7,819
配水管	187,929
合計	199,982

④下水道

表 1-19 管種別延長（下水道）

種別	延長（m）
コンクリート管	1,146
塩ビ管	151,904
その他	1,737
合計	154,787

これらに加えて、市設置型合併浄化槽が450基あります。

⑤その他

表 1-20 公園の種別面積

種別	箇所数	面積（㎡）
都市公園等	13	49,090
その他の公園	8	192,158
合計	21	241,248

公園は、大きなものとして塩山ふれあいの森総合公園（その他の公園、163,000㎡）、勝沼中央公園（都市公園、16,000㎡）、小佐手水辺公園（その他の公園、9,110㎡）などがあります。

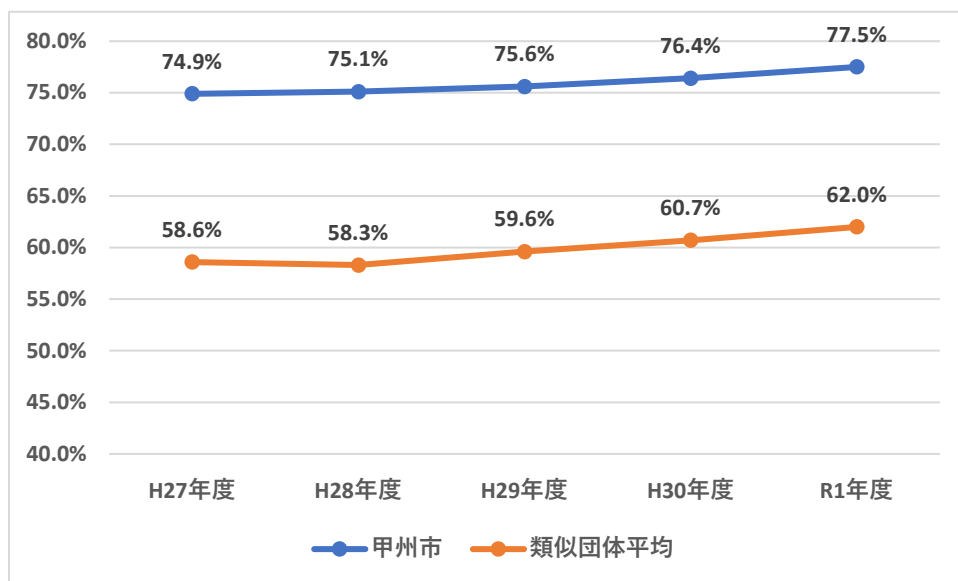
(8) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することで有形固定資産のうち減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標であり、数値が高いほど、老朽化の度合いが高いといえます。

本市の有形固定資産減価償却率は、毎年増加傾向にあり、類似団体等と比較可能な平成27(2015)年度から令和元(2019)年度決算までの状況で見ると、令和元(2019)年度には77.5%に達し、平成27(2015)年度から2.6ポイント上昇しています。また、類似団体平均を継続的に上回っていることから、類似団体と比較しても、有形固定資産の老朽化が進んでいることがわかります。そのため、類似団体よりも早い時期に施設の改修や更新が生じる可能性があります。

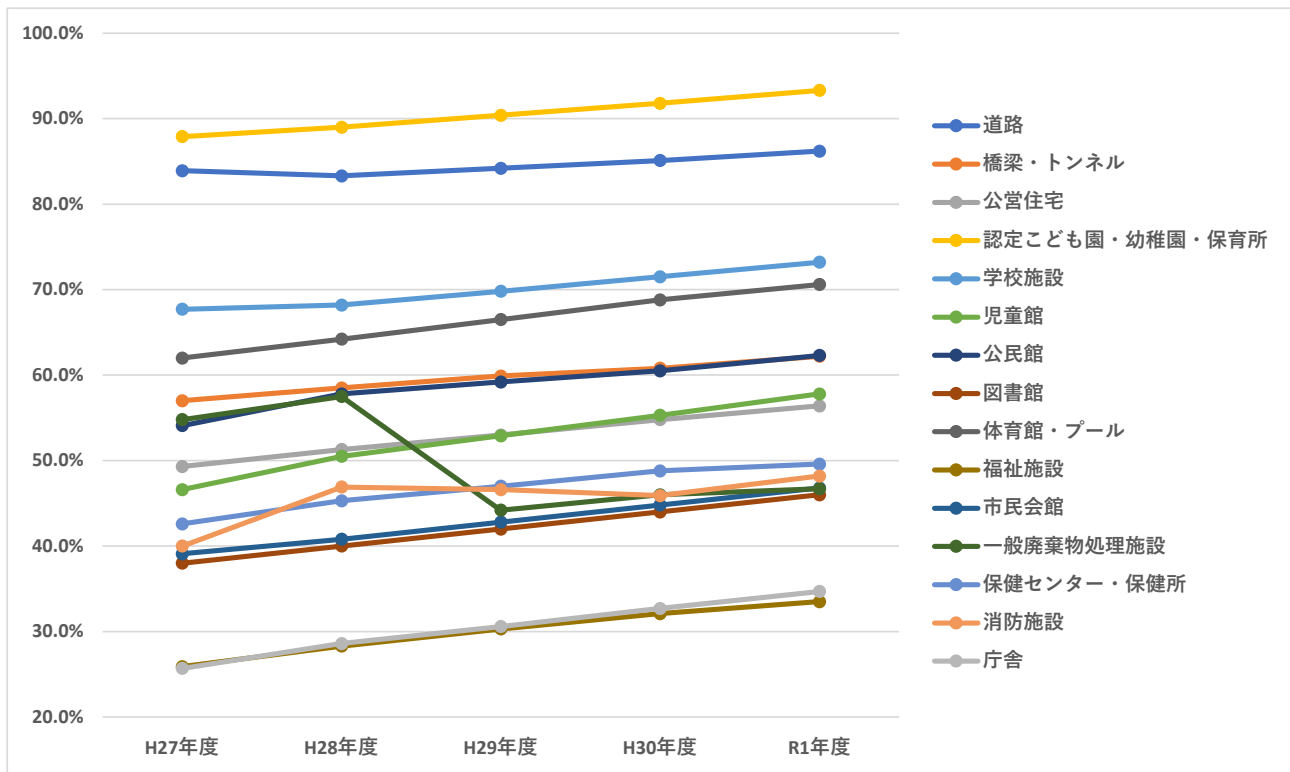
本市の財政は、市債残高は高い水準で推移しており、将来負担比率は、令和元(2019)年度決算で147.1%となり、県内市及び類似団体平均値比べ高い状況であるため、施設の改修や更新が発生する時期を見据えて、中長期的な目線での財政健全化を図っていく必要があります。

図1-21 有形固定資産減価償却率の推移



また、施設類型別の有形固定資産減価償却率をみると、令和元（2019）年度時点で認定こども園・幼稚園・保育所、道路、学校施設、体育館・プールにおいて、有形固定資産減価償却率が70%を超えており、市内の施設のなかでも特に老朽化が進んでいます。有形固定資産減価償却率が特に高い施設については今後の施設の改修や更新を実施する時期についてより具体的に検討を進めていくことが必要です。

図 1-22 施設分類別有形固定資産減価償却率の推移



(9) 過去に行った対策の実績

平成 28 (2016) 年度以降に実施した公共施設の統廃合・長寿命化・転用等の実績は下記のとおりとなっています。

表 1-23 過去に行った対策の実績

No	施設名	実施年度	実績内容
1	市営熊野団地	平成 29 (2017) 年度	総合管理計画に基づき老朽化の著しい市営熊野団地を当初の予定通り平成 29 (2017) 年度において、廃止、除却を行った。
2	市営円光団地	平成 29 (2017) 年度	総合管理計画に基づき老朽化の著しい市営円光団地を当初の予定通り平成 29 (2017) 年度において、廃止、除却を行った。
3	塩山体育館	平成 30 (2018) 年度	総合管理計画及び個別施設計画に基づき当初の予定通り改修を行い、目標使用年数 70 年に向け施設の長寿命化を図った。
4	勤労青少年ホーム (レックセンター)	平成 30 (2018) 年度	昭和 48 (1973) 年に設置された勤労青少年ホーム「塩山レックセンター」について、経年劣化による老朽化や時代の変化により設置目的と現状にズレが生じてきたことにより、平成 31 (2019) 年 3 月末日をもって施設を廃止した。
5	甲州市環境センター	令和 2～3 (2020～2021) 年度	総合管理計画及び個別施設計画に基づき当初の予定通り令和 2 (2020) 年度から令和 3 (2021) 年度にかけて環境センターごみ処理場の解体事業を実施した。
6	勝沼健康福祉センター	令和 3 (2021) 年度	総合管理計画及び個別施設計画に基づき当初の予定通り改修を行い、目標使用年数 80 年に向け施設の長寿命化を図った。

3 人口動向

(1) 本市全体の人口の推移と推計

合併前の旧塩山市、旧勝沼町及び旧大和村を合計した人口は、昭和 40（1965）年では 39,937 人でありましたが、昭和 60（1985）年と平成 7（1995）年に一時的に増加したものの、減少傾向をたどっています。本市の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所のデータなどを基に推計すると、令和 4（2022）年の 30,073 人から、令和 33（2051）年には 13,907 人（46.2%）減少の 16,166 人になるものと見込まれています。

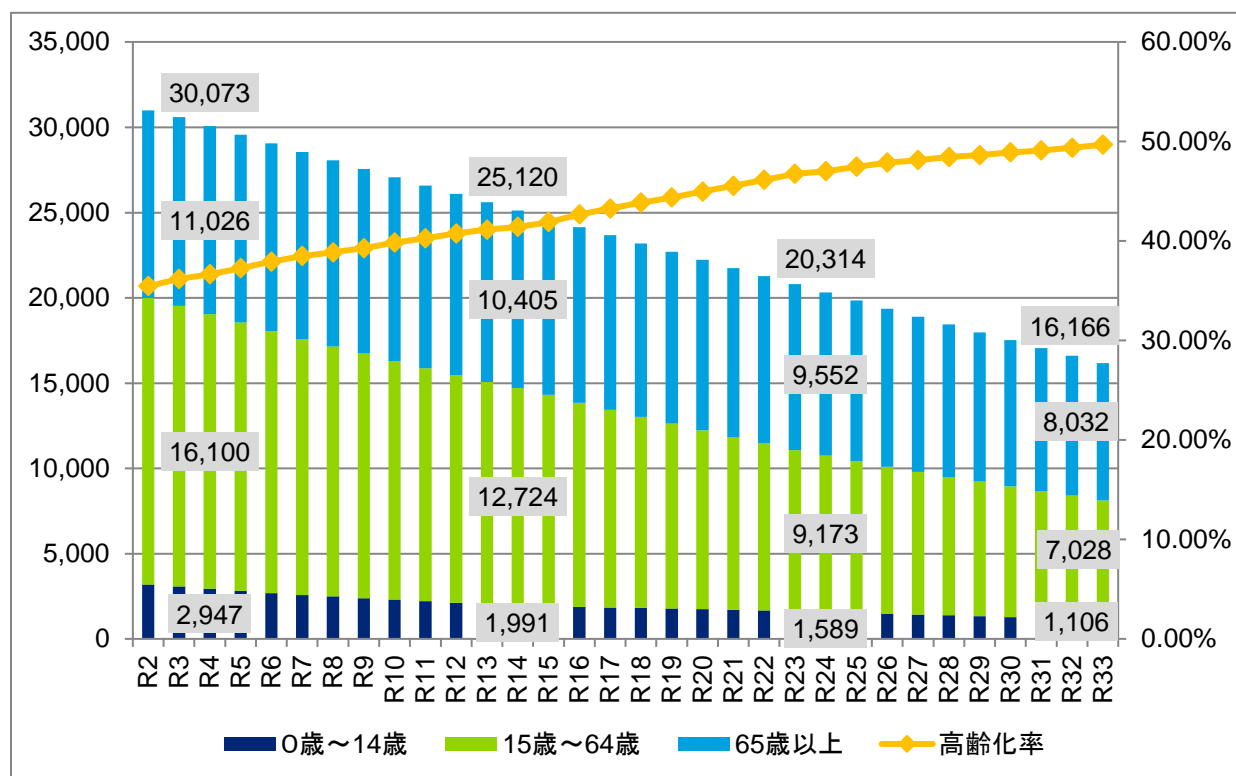
また、年齢区分別の人口構成割合をみると、年少人口（0～14 歳）とその割合は、令和 4（2022）年の 2,947 人（9.8%）から令和 33（2051）年には 1,106 人（6.8%）に減少すると予測されています。

生産年齢人口（15～64 歳）とその割合は、令和 4（2022）年の 16,100 人（53.5%）から令和 33（2051）年には 7,028 人（43.5%）に減少すると予測されています。

老年人口（65 歳以上）とその割合は、令和 4（2022）年の 11,026 人（36.7%）から令和 33（2051）年には 8,032 人（49.7%）と人口は減少しますが、割合は増加すると予測されています。

このような将来の人口動向が予想されるなかで、人口減少に伴う公共施設等の整理統合および少子高齢化に伴う市民ニーズに即した公共施設等の見直しが急務となっています。

図 1-20 本市全体の人口推移



※令和 3（2021）年 3 月 31 日を基準日として、令和 3（2021）年 3 月 31 日及び令和 2（2020）年 3 月 31 日の男女別年齢別人口（住民基本台帳人口）を基に、コーホート要因法により推計を行っております。

(2) 地区別の人口の推移

①塩山地区（旧塩山市）

塩山地区の人口は、令和4（2022）年の21,078人が令和33（2051）年には11,263人と、30年間で9,815人（46.6%）減少することが予想されています。

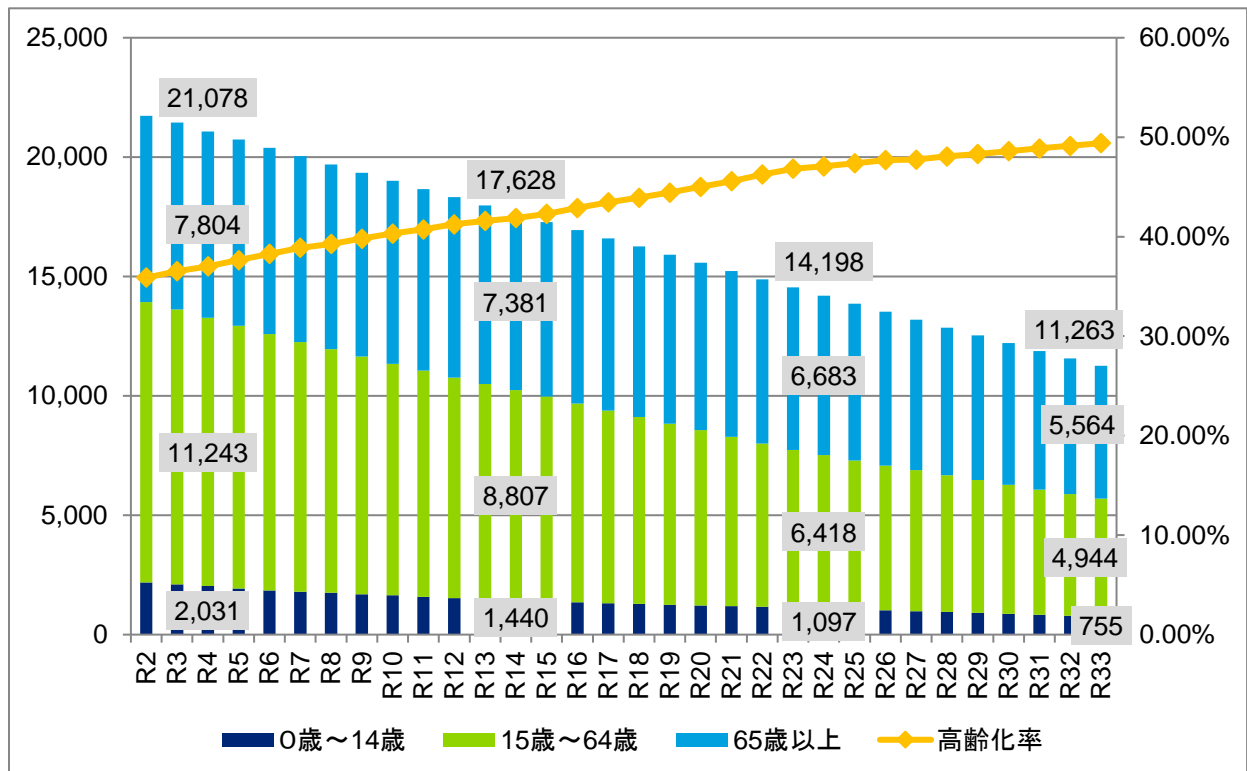
年齢階層別（3区分）に見ると、年少人口は、令和4（2022）年の2,031人が令和33（2051）年には755人と30年間で1,276人（62.8%）減少します。全体に占める割合は、令和4（2022）年には9.6%ですが、令和33（2051）年には6.7%と2.9%減少します。

生産年齢人口は、令和4（2022）年の11,243人が令和33（2051）年には4,944人と30年間で6,299人（56.0%）減少することが予想されています。全体に占める割合は、令和4（2022）年には53.3%ですが、令和33（2051）年には43.9%と9.4%減少します。

老年人口は、令和4（2022）年の7,804人が令和33（2051）年には5,564人と30年間で2,240人（28.7%）減少することが予想されています。ただし、全体に占める割合は令和4（2022）年には37.0%ですが、その後増加を続け令和33（2051）年には49.4%と12.4%増加します。

人口が減少することが予想されている塩山地区では、年少人口及び生産年齢人口の減少率が老年人口に比べて高く、一層の高齢化が進むことが予想されています。

図 1-2 1 塩山地区の人口推移



②勝沼地区（旧勝沼町）

勝沼地区の人口は、令和4（2022）年の7,961人が令和33（2051）年には4,416人と、30年間で3,545人（44.5%）減少することが予想されています。

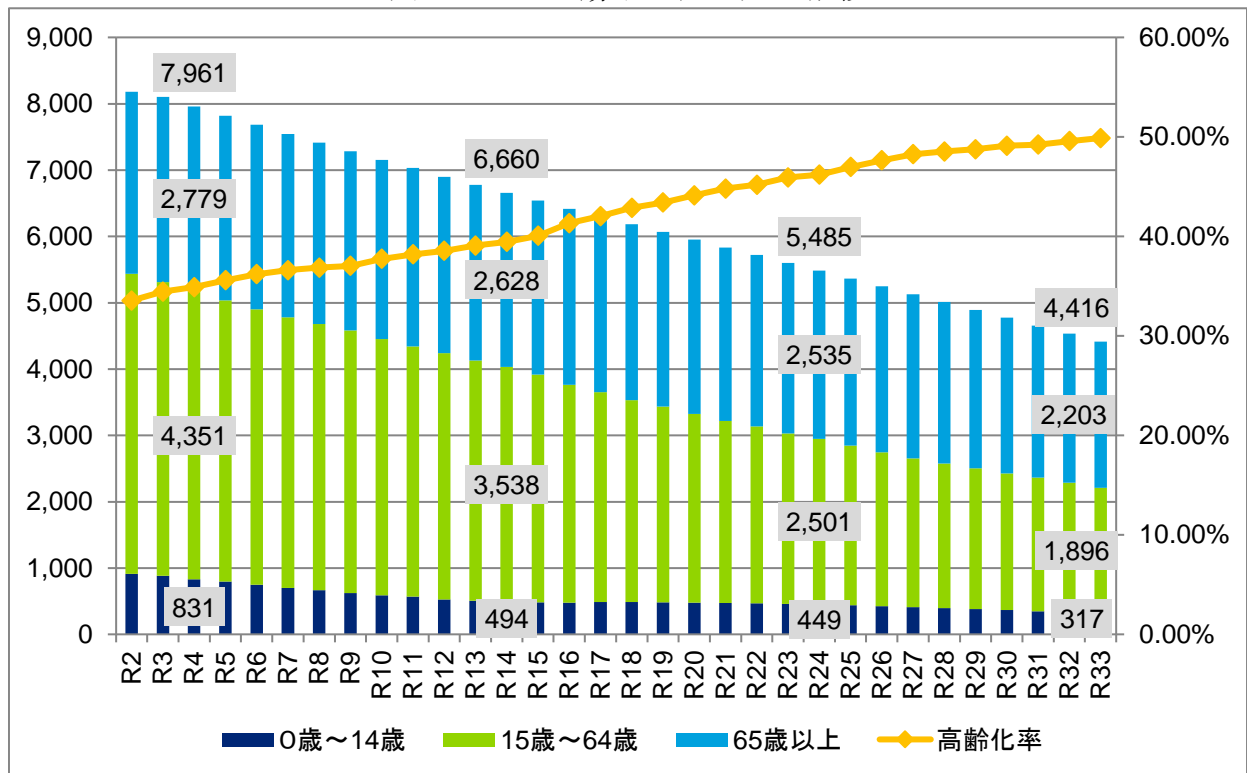
年齢階層別（3区分）に見ると、年少人口は、令和4（2022）年の831人が令和33（2051）年には317人と30年間で514人（61.9%）減少します。全体に占める割合は、令和4（2022）年には10.4%ですが、令和33（2051）年には7.2%と3.3%減少します。

生産年齢人口は、令和4（2022）年の4,351人が令和33（2051）年には1,896人と30年間で2,455人（56.4%）減少することが予想されています。全体に占める割合は、令和4（2022）年には54.7%ですが、令和33（2051）年には42.9%と11.7%減少します。

老年人口は令和4（2022）年の2,779人が令和33（2051）年には2,203人と30年間で576人（20.7%）減少することが予想されています。ただし、全体に占める割合は令和4（2022）年には34.9%ですが、令和33（2051）年には49.9%と15.0%増加します。

勝沼地区は、令和4（2022）年時点で、最も高齢化率が低い地区となっていますが、令和33（2051）年の推計においては、高齢化率が進む結果、塩山地区よりも高くなると予想されています。

図 1-2 2 勝沼地区の人口推移



③大和地区（旧大和村）

大和地区の人口は、令和4（2022）年の1,034人が令和33（2051）年には487人と、30年間で547人（52.9%）減少することが予想されています。減少率は、地区別で最も大きくなっています。

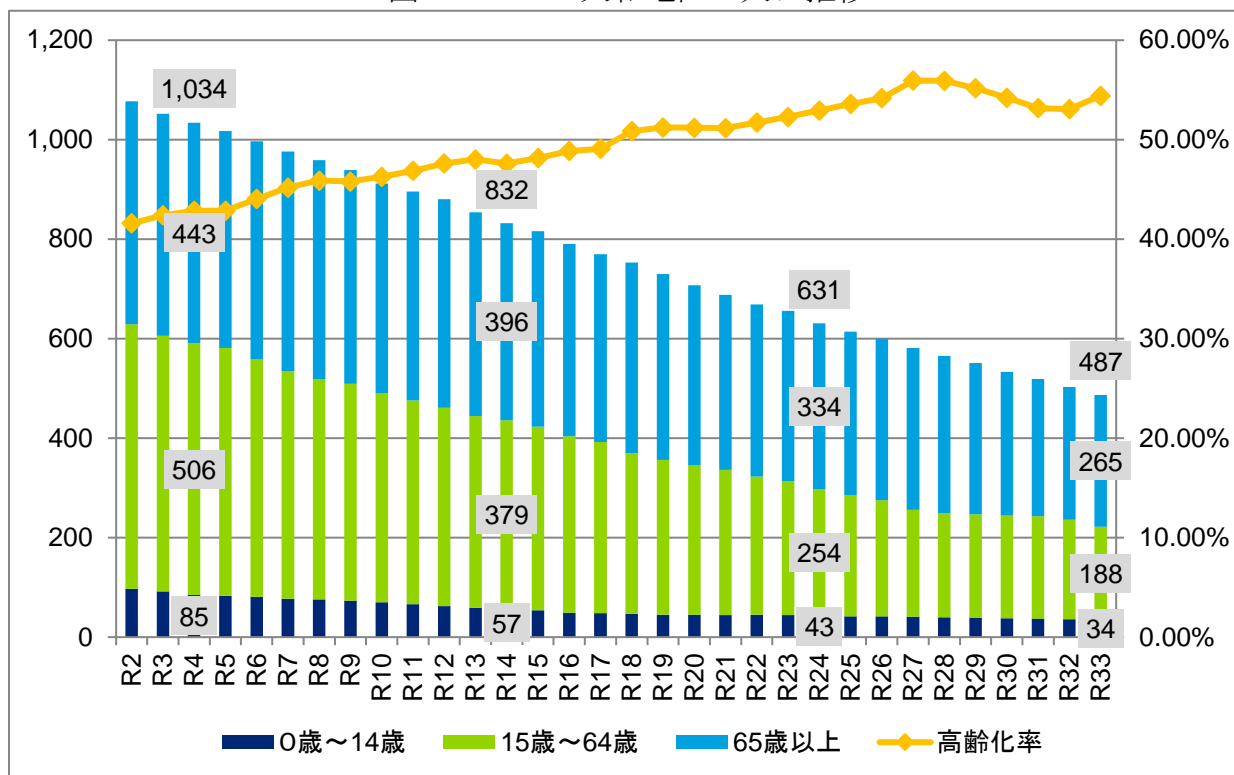
年齢階層別（3区分）に見ると、年少人口は、令和4（2022）年の85人が令和33（2051）年には34人と30年間で51人（60.0%）減少します。全体に占める割合は、令和4（2022）年には8.2%ですが、令和33（2051）年には7.0%と1.2%減少します。

生産年齢人口は、令和4（2022）年の506人が令和33（2051）年には188人と30年間で318人（62.8%）減少することが予想されています。全体に占める割合は、令和4（2022）年には48.9%ですが、令和33（2051）年には38.6%と10.3%減少します。

老年人口は、令和4（2022）年の443人が令和33（2051）年には265人と30年間で178人（40.2%）減少することが予想されています。ただし、全体に占める割合は令和4（2022）年には42.8%ですが、令和33（2051）年には54.4%と11.6%増加します。

大和地区は、令和4（2022）年時点で、最も高齢化率が高い地区です。令和33（2051）年の推計においても、地区別では最も高くなることが予想されています。

図 1-23 大和地区の人口推移



4 財政の現況と課題

(1) 歳入

歳入は、平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度まで増加し、その後は、減少に転じ、概ね、170 億円前後で推移しています。令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う感染症対策及び経済対策の各種事業の実施により財源として措置された国県支出金が大きく増加したことにより、217 億円まで増加しています。

自主財源⁵である市税は平成 19 (2007) 年度の 48 億 23 百万円が最大で、令和 2 (2020) 年度は 41 億 64 百万円と年度間での微増減はあるものの長期的目線では減少傾向で推移しており、今後も高齢化の進行や生産年齢人口の減少、地価の下落などにより、さらに減少が見込まれている状況にあります。

依存財源⁶である地方交付税⁷、国県支出金⁸及び市債は、平成 23 (2011) 年度ではそれぞれ 56 億 50 百万円、12 億 2 百万円、20 億 3 百万円でありましたが、令和 2 (2020) 年度では 56 億 80 百万円、69 億 13 百万円、11 億 4 百万円と、その合計を比較すると約 55%増加しています。なお、令和 2 (2020) 年度は、前述のとおり新型コロナウイルス感染症対策事業の影響で国県支出金が大きく増加しており、直近で影響がない令和元 (2019) 年度の国県支出金で 27 億 39 百万円と平成 23 (2011) 年度から倍増しています。また、国県支出金だけ令和元年度 (2019) と置き換えた、地方交付税、国県支出金及び市債の合計比較では、約 7.5%の増加となります。

今後は、令和 3 (2022) 年度から普通交付税の合併算定替えが終了し、甲州市としての一本算定となるなど、市町村合併による財政面での恩恵が終わり、高齢化や人口減少による税収の減少も想定されるなど歳入の減少が見込まれることからこれまで以上に歳出削減に取り組みながら慎重な財政運営を行っていくことが求められます。

⁵ 自主財源とは、地方公共団体が、中央政府に依存しないで独自で調達できる財源。

〈市税、使用料、手数料、財産収入など〉

⁶ 依存財源とは、国や県などから交付される財源。

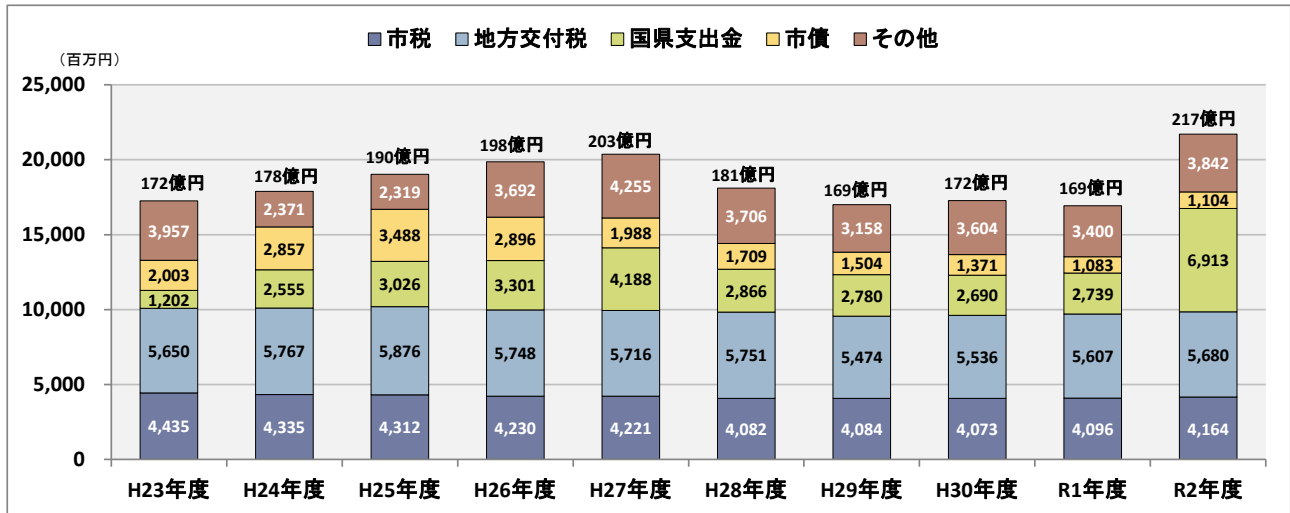
〈地方交付税、地方譲与税、国・県支出金など〉

⁷ 地方交付税とは、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税などのそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税のことです。

⁸ 国庫支出金とは、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等のことです。

都道府県支出金とは、都道府県の市町村に対する支出金のことです。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがあります。

図 1-2 4 普通会計⁹歳入の推移



(2) 歳出

歳出は、平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度まで増加し、その後は、減少に転じ、概ね、約 160~170 億円で推移していました。令和 2 (2020) 年度は特別定額給付金給付事業など新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う感染症対策及び経済対策の各種事業の実施により 209 億円まで増加しています。

消費的経費¹²は増加傾向にあります。その内訳を見てみると、人件費は平成 23 (2011) 年度以降は約 25 億円前後で推移しつつ、令和元(2019)年度に 23 億 91 百万円まで減少しました。しかし、会計年度任用職員の導入等により令和 2 (2020) 年度には 26 億 81 百万円と増加に転じています。一方、扶助費¹³は令和 2 (2020) 年度に 27 億 86 百万円と平成 23 (2011) 年度に比べ約 15%増加し、継続して増加傾向にあります。

投資的経費¹⁴は、平成 23 (2011) 年度の 21 億 46 百万円から平成 25 (2013) 年度には 40 億 73 百万円と約 2 倍になりましたが、その後は、微増はあるものの減少傾向で推移し、令和 2 (2020) 年度には 14 億 98 百万円となっています。

⁹ 普通会計とは、総務省の定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分です。本市においては、一般会計のみが普通会計となっています。

¹² 消費的経費とは、支出効果が、当該年度又は極めて短い期間で終わる、換言すると後年度に形を残さない性質の経費のことです。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等などが含まれます。

¹³ 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して行う支援に要する経費のことです。

¹⁴ 投資的経費とは、道路、小中学校、保育園など、固定的な資本の形成に向けられる経費のことです。

図 1-25 普通会計歳出の推移

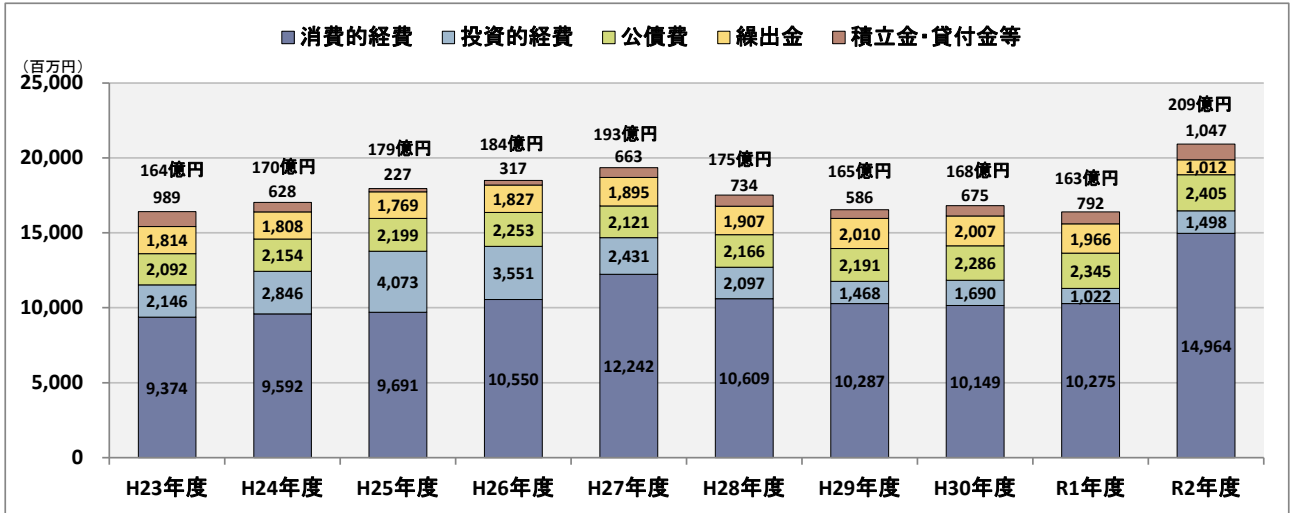
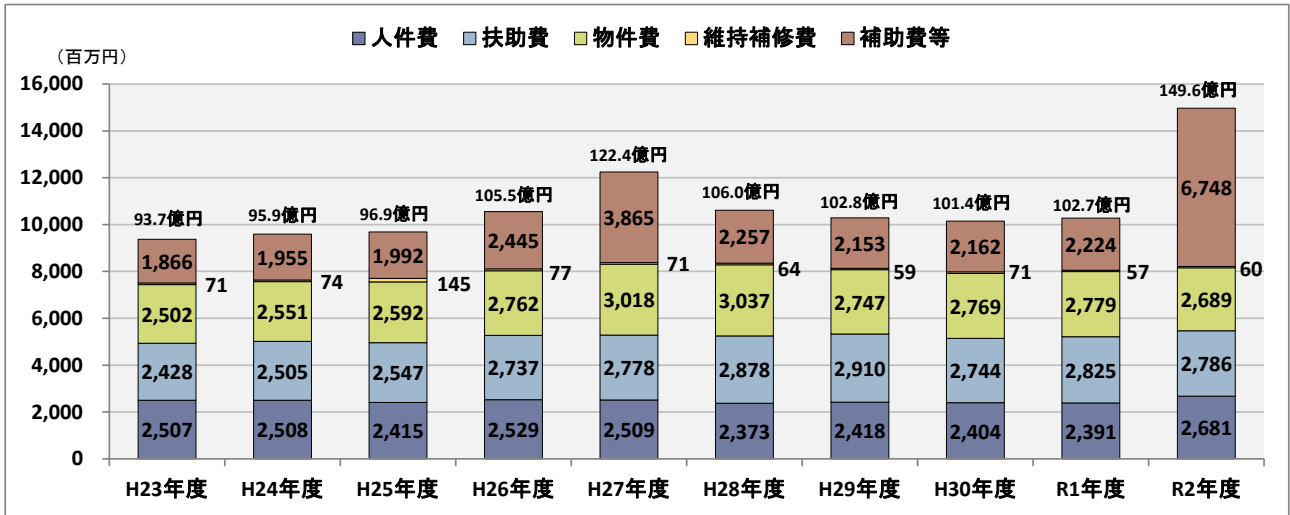


図 1-26 消費的経費（内訳）の推移



(3) 歳出に占める人件費割合と職員数の推移

歳出に占める人件費割合は、平成 24 (2012) 年度から令和元 (2019) 年度まで減少傾向にありましたが、令和 2 (2020) 年度は会計年度任用職員の導入等で人件費が増加したことにより増加に転じてします。

職員数 (普通会計決算) は平成 17 (2005) 年度から行政改革による取り組みを進め、令和 2 (2020) 年度時点では 299 人と減少しています。

図 1-27 歳出に占める人件費割合の推移

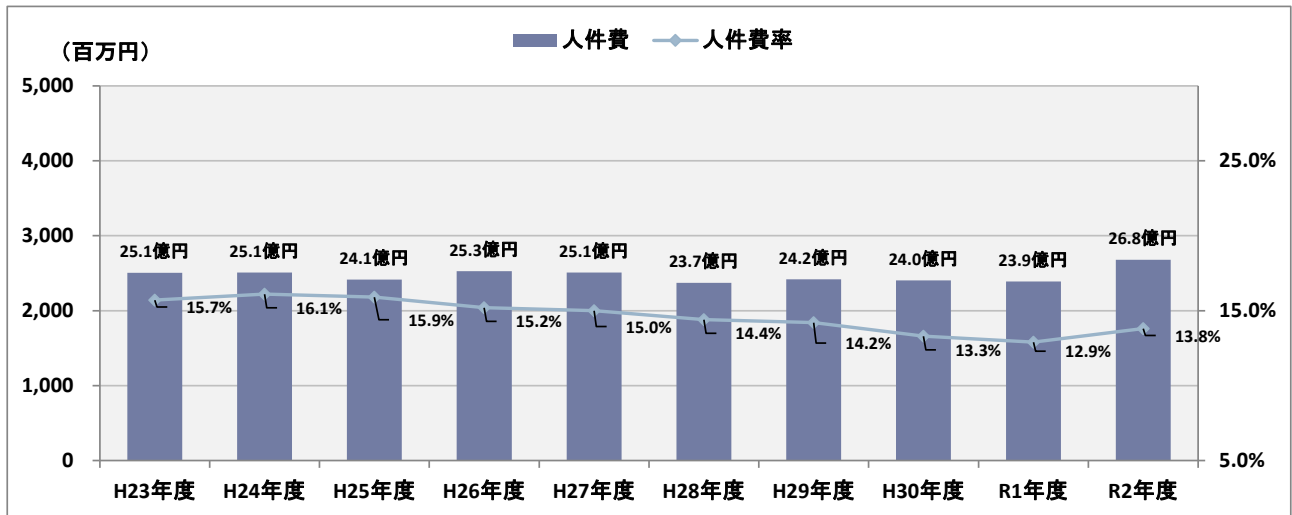
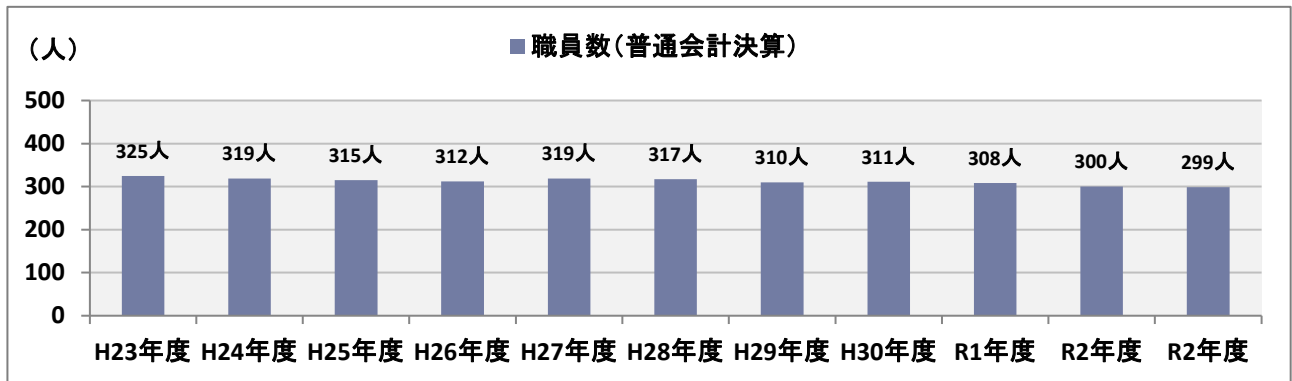


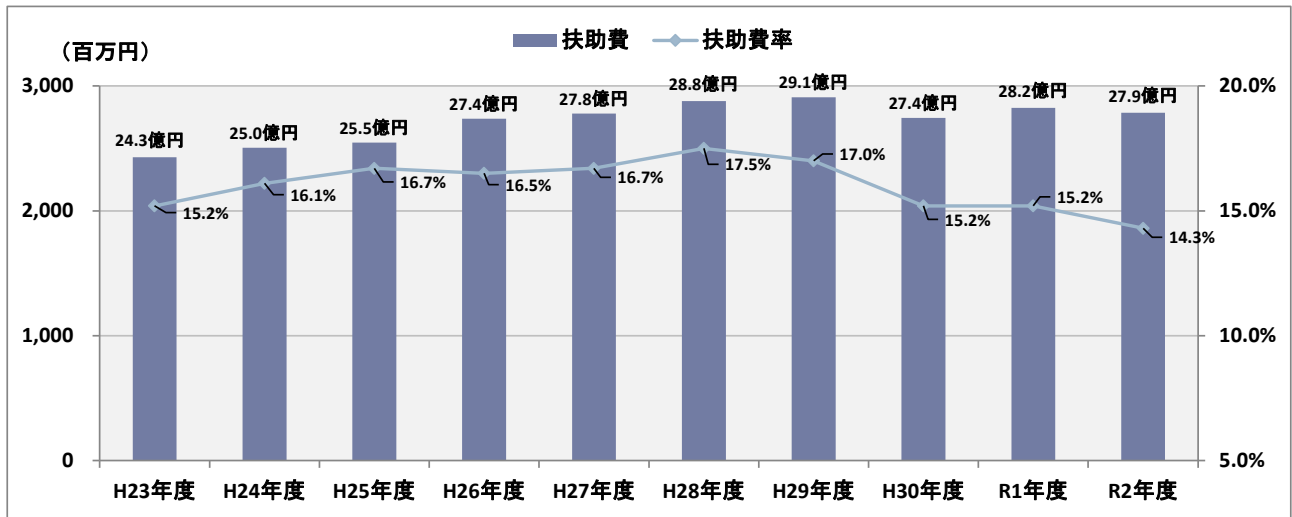
図 1-28 職員数 (普通会計決算) の推移



(4) 歳出に占める扶助費割合の推移

扶助費¹⁵は平成30(2018)年度に減少しましたが、その後は増加傾向にあります。令和2(2020)年度には27.9億円となり、平成23(2011)年度の24.3億円と比較するとおよそ15%増加しています。歳出に占める割合は、平成28(2016)年度以降は減少傾向にありますが、今後は、少子高齢化が進み、コロナ禍における厳しい社会情勢も加わり、増加することが予想されます。

図 1-29 歳出に占める扶助費割合の推移

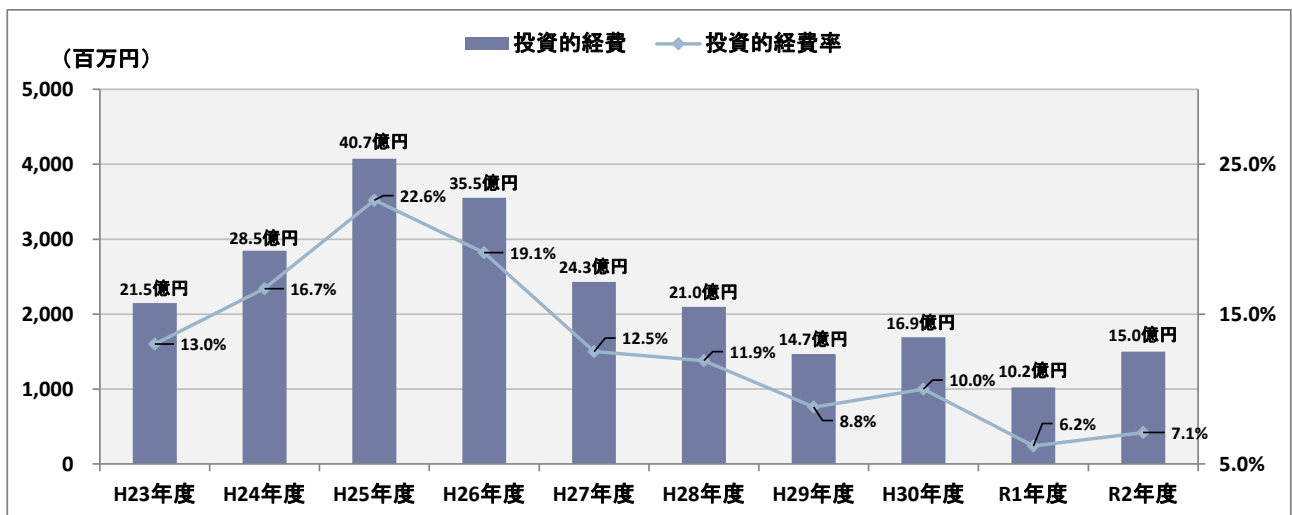


(5) 歳出に占める投資的経費割合の推移

投資的経費は学校給食センター新規建設や中央公民館リニューアル事業などの大型事業の影響もあり、平成24(2012)年度、25(2013)年度、平成26(2014)年度において他の年度に比べ規模および歳出に占める割合ともに増加しました。平成27(2015)年度以降減少し、令和2(2020)年度では15.0億円となっています。

今後は、総合管理計画、個別施設計画に示す各種事業の実施より、一定程度の増加が見込まれます。

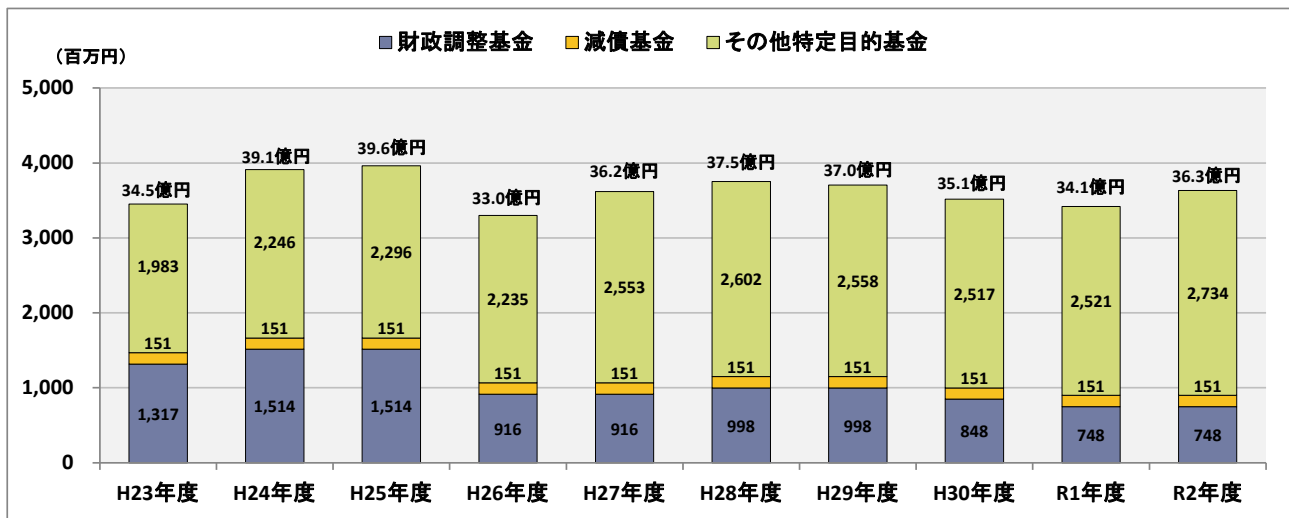
図 1-30 歳出に占める投資的経費割合の推移



(6) 基金

基金は、平成 23 (2011) 年度以降は増加傾向にありましたが、平成 26 (2014) 年度の雪害対策による緊急的な支出等により大幅に減少しました。その後は、平成 28 (2016) 年度まで増加し、平成 29 (2017) 年度以降、令和元 (2019) 年度までは普通交付税に合併縮減の影響などにより減少しています。令和 2 (2020) 年度は、ふるさと納税寄附金の増加などにより、再び増加し 36.3 億円となっています。令和 2 (2020) 年度には残高が増加したものの、市が保有する基金の保有額としては、依然として少ない状況であることから、長期的な視点に立ち、計画的な基金の積み立て・取り崩しが必要です。

図 1-31 基金の推移



※財政調整基金：決算剰余金が多いときは積立し、不足時には取り崩すなど、財源を調整し、計画的な財政運営を行うための基金

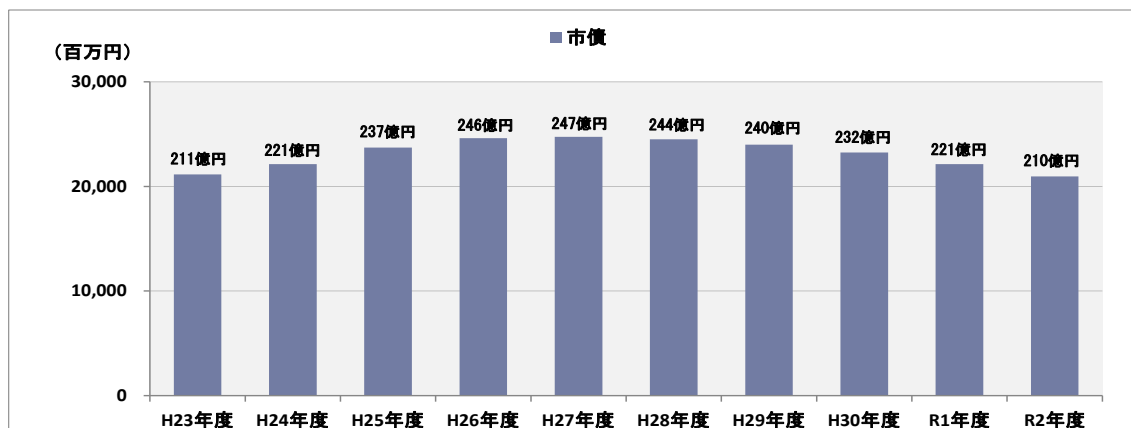
※減債基金：市債の償還を計画的に行うための基金

※其他特定目的基金：大型公共施設の整備等、特定の目的を計画的に実施できるように積み立てた基金

(7) 市債残高の推移

市債は、合併直後の平成 23 (2011) 年度以降、平成 27 (2015) 年度まで増加傾向にありましたが、令和 2 (2020) 年度末残高は 210 億円と平成 28 (2016) 年度以降減少しています。市債の借り入れは、施設整備等に係る世代間の公平性を確保するための有効な手段ですが、残高が増加すると将来の財政負担に影響を与えることも懸念されます。

図 1-3 2 市債¹⁵残高の推移



¹⁵ 市債とは、市が発行する地方債のことです。

(8) 公共施設（普通会計）の将来の更新等¹⁶費用¹⁷

公共施設（普通会計）の更新等費用の算定にあたっては、公営住宅を除いて「個別施設計画」で算定した結果を集計して算定します。公営住宅については、「甲州市公営住宅等長寿命化計画」で算定した計画後モデルLCCを集計して算定します。

「個別施設計画」における更新等費用の算定方法は下記のとおりです。

■公共施設の更新等費用を推計する際の前提条件

ア 基本的な考え方

公共施設の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。なお、歴史的建造物については、建替えを行わないため、更新等費用の試算からは除外しています。

イ 大規模改修、建替えの時期

建設から25年以降に大規模改修、50年以降に長寿命化及び大規模改修、70年以降に大規模改修をそれぞれ行うものとします。それぞれの改修工事の内容は画一的なものではなく、施設の老朽化度等から施設維持に必要となる十分かつ適切な工事内容を個別に選定します。なお、大規模改修及び長寿命化改修については、工事の規模により複数年の施工となり、施設機能の休止が必要となる場合があります。そのため、施設の稼働状況等を総合的に勘案し、対象施設を選定しています。

ウ 更新単価

現在の面積に施設の大分類に応じた更新単価を乗じて算出します。なお、各単価は一般財団法人地域総合整備財団の更新費用資産ソフトの設定単価を参考に設定しています。

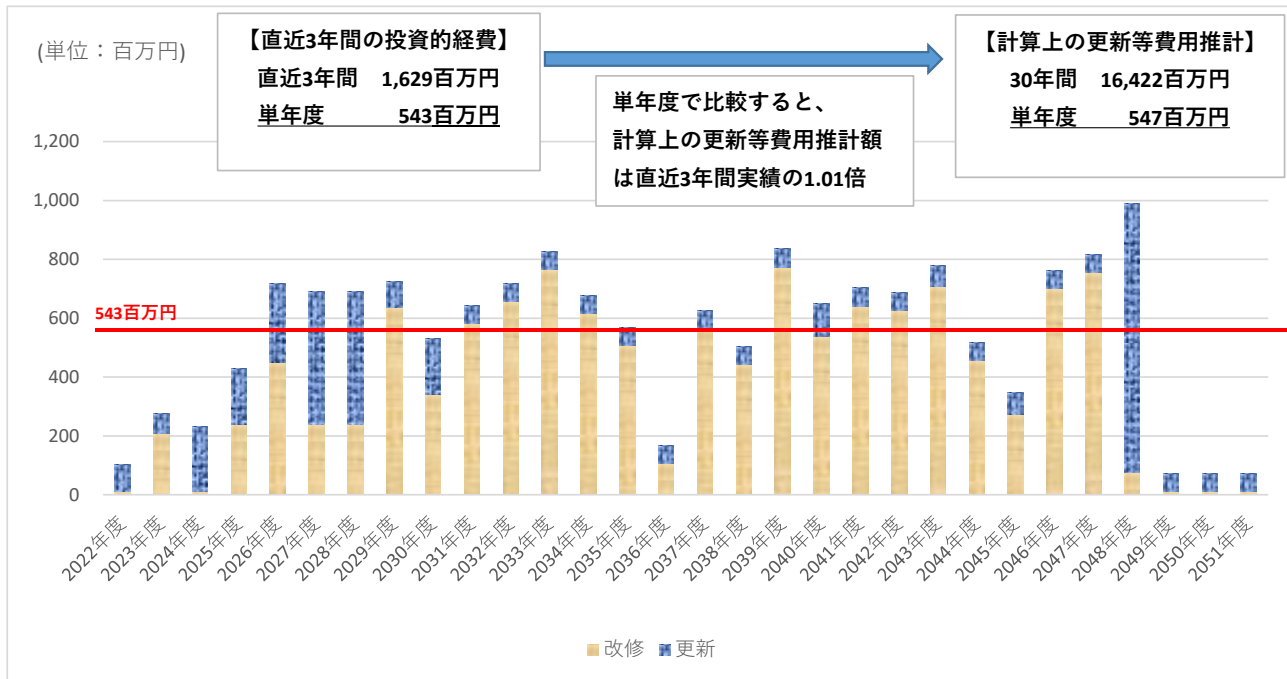
大分類名	改修工事単価		建替単価
	大規模改修	長寿命化	
社会教育系施設	15万円/㎡	24万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	13万円/㎡	21.6万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系施設	12万円/㎡	19.8万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	12万円/㎡	19.8万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	13万円/㎡	21.6万円/㎡	36万円/㎡
医療施設	15万円/㎡	24万円/㎡	40万円/㎡
行政系施設	15万円/㎡	24万円/㎡	40万円/㎡
供給処理施設	13万円/㎡	21.6万円/㎡	36万円/㎡
その他	13万円/㎡	21.6万円/㎡	36万円/㎡

¹⁶ 更新等とは、臨時的な投資的経費がかかる建替えおよび改修（大規模改修を含む）のことです。

¹⁷ 更新等費用とは、改修（大規模改修を含む）と建替えに要した費用のことです。

■公共施設の更新等費用の推計

図 1-37 公共施設の更新等費用試算（普通会計）



現在本市が保有する普通会計の建築物を、個別施設計画に従って更新すると仮定した場合、令和4（2022）年度から30年間の更新等費用の総額は164.2億円で、試算期間における平均費用は年間5.5億円（うち建替え1.4億円、大規模改修4.1億円）となります。過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の建築物にかけてきた投資的経費は、年平均5.4億円ですので、直近の投資的経費と同程度の更新等費用が必要になります。

改訂前の総合管理計画では、試算期間における平均費用は年間17.0億円（うち建替え11.1億円、大規模改修5.9億円）でしたが、個別施設計画において今後の施設の方向性を明確にし、計画的に長寿命化を進め、コストの縮減と平準化を図ったことで将来の更新等費用を大きく削減しています。

既存施設の更新だけであれば、現状の投資的経費と同程度であることから、個別施設計画の方針を着実に実施していけば、財源不足となることはありませんが、行政運営を行っていくには、行政需要の変化により、新たな施設が必要となってくる場合があります。原則として、既存施設の有効活用を図ることとしますが、新規施設の整備を実施する場合にはその分の財源の確保を検討していくことが必要となります。

(9) インフラ（普通会計）の将来の更新等費用

インフラ（普通会計）の更新等費用の算定にあたっては、道路、橋りょう及び水路を対象として算定します。それぞれ算定方法は下記のとおりです。

■インフラの更新等費用を推計する際の前提条件

ア 道路

道路については、道路種別ごとに更新期間ごとの更新等費用を算定し、更新期間で除すことで1年あたりの更新等費用を算定しています。

道路種別	更新期間全体の更新と費用	更新期間
1級（幹線）市道	137,000 万円	15 年
2級（幹線）市道	69,000 万円	15 年
その他の市道	632,000 万円	20 年
自転車歩行車道	2,000 万円	15 年
農道	683,000 万円	15 年
林道	49,000 万円	15 年

イ 橋りょう

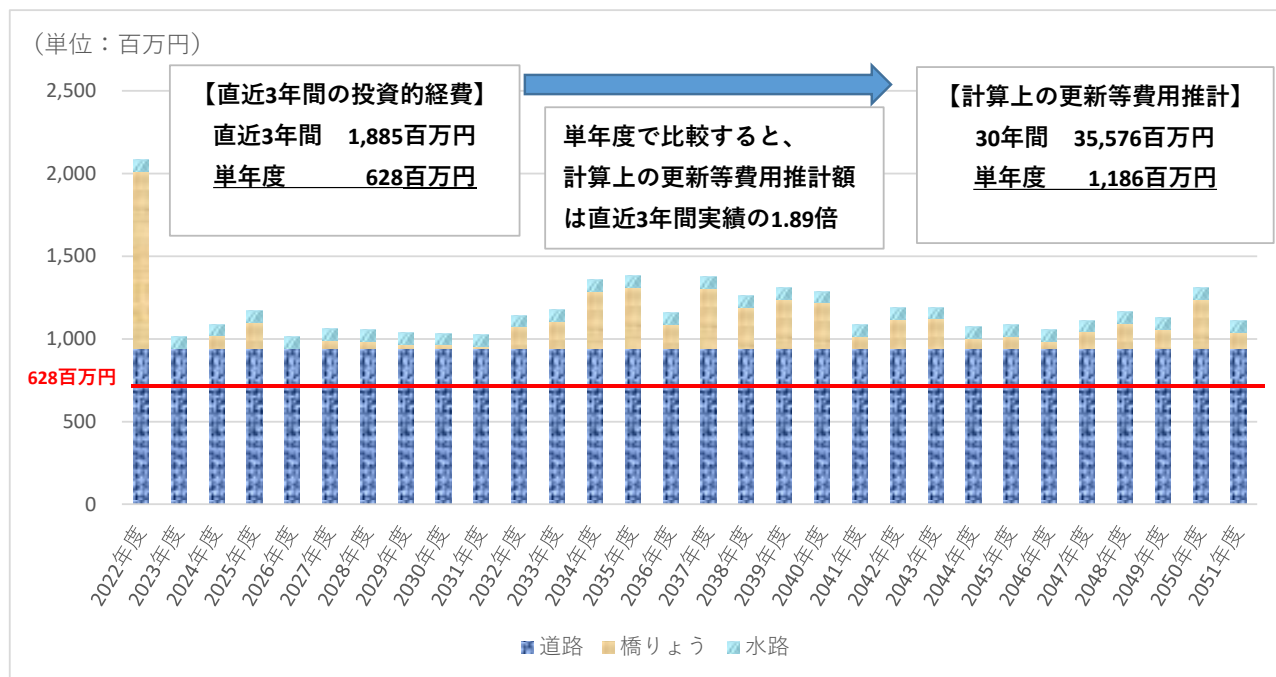
橋りょうについては、「甲州市橋りょう長寿命化計画」において予防保全型管理で算定した費用を集計して算定しています。

ウ 水路

水路については、直近3年間の改修経費を抑制していたことから、抑制前の期間を含めた直近5年間の改修経費の平均値が継続して発生するものとして算定しています。

■インフラの更新等費用の推計

図 1-38 インフラ（普通会計）の更新等費用試算



現在本市が保有する普通会計のインフラを更新すると仮定した場合、令和4（2022）年度から30年間の更新等費用の総額は355.8億円で、試算期間における平均費用は年間11.9億円となります。過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）のインフラにかけてきた投資的経費は、年平均6.3億円ですので、直近の投資的経費の1.9倍の更新等費用が必要になります。

直近のインフラにかけてきた金額と、これからかかる更新等費用を比べた場合、令和4（2022）年度から30年間でこれまで以上の支出が必要となり、すべてのインフラを現状のまま維持・更新していくことは財政的に大変厳しい状況といえます。

(10) 効果額（普通会計）の算定

①効果額の算定方法

普通会計の公共施設等（インフラを含む）の効果額を算定するにあたっては、公共施設等を耐用年数経過時に単純更新する場合の更新等費用を算定し、（8）及び（9）で算定した更新等費用との差額から算定します。公共施設等を耐用年数経過時に単純更新する場合の算定方法は下記のとおりです。

■公共施設を単純更新する場合の更新等費用を推計する際の前提条件

公営住宅については、「甲州市公営住宅等長寿命化計画」で算定した計画前モデルLCCを集計して算定します。公営住宅以外の公共施設については下記のとおり算定します。

ア 基本的な考え方

公共施設の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。

なお、歴史的建造物については、建替えを行わないため、更新等費用の試算からは除外しています。

イ 大規模改修、建替えの時期

建築から耐用年数（60年）の1/2の期間経過後に大規模改修（30年）、耐用年数到来後に建替えを行うものとします。

ウ 更新単価・更新費用

現在の面積に施設の大分類に応じた更新単価を乗じて算出します。

なお、大規模改修単価は本市の直近の実績値を参考に設定し、建替え単価は一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの設定単価を参考に設定しています。

大分類名	大規模改修単価	建替え単価
社会教育施設	15万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	13万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系施設	12万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	12万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	13万円/㎡	36万円/㎡
公営住宅	10万円/㎡	28万円/㎡
行政系施設	15万円/㎡	40万円/㎡
供給処理施設	13万円/㎡	36万円/㎡
医療施設	15万円/㎡	40万円/㎡
その他	13万円/㎡	36万円/㎡

エ 維持管理・修繕

維持管理費は、公営住宅を除いて「個別施設計画」で算定した結果を集計して算定します。公営住宅については、「甲州市公営住宅等長寿命化計画」で算定した計画後モデルLCCを集計して算定します。なお、個別施設計画の場合も、単純更新した場合と同額が発生するものとして算定します。

■インフラを単純更新する場合の更新等費用を推計する際の前提条件

ア 道路

道路については、長寿命化計画を策定していないため、(9)で算定した更新等費用と同額が発生するものとします。そのため、効果額は発生しないこととなります。

イ 橋りょう

橋りょうについては、「甲州市橋りょう長寿命化計画」において予防保全型管理で算定した費用を集計して算定しています。

ウ 水路

水路については、長寿命化計画を策定していないため、(9)で算定した更新等費用と同額が発生するものとします。そのため、効果額は発生しないこととなります。

エ 維持管理・修繕

維持管理費は、平成30(2018)年度～令和2(2020)年度における決算統計の維持補修費の平均値が継続して発生するものとして算定します。なお、個別施設計画の場合も、単純更新した場合と同額が発生するものとして算定します。

②効果額の算定

長寿命化を行う場合は既存施設の耐用年数を延ばすことが可能となるため、計画改訂後10年間で約109.1億円(32.8%)のコスト削減が期待できます。なお、計画改訂後30年間の更新等費用の見込みは図1-39のとおりです。

図1-39 今後10年間の効果額(普通会計)

(単位:億円)

普通会計	単純更新する場合	個別施設計画	効果額
建築物	163.58	106.36	△57.22
インフラ施設	171.18	118.50	△52.69
合計	334.77	224.86	△109.91

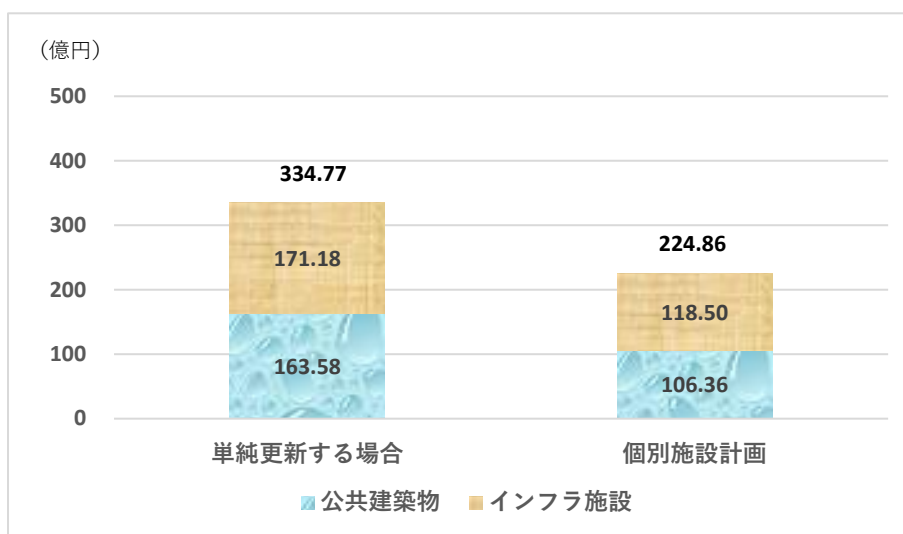
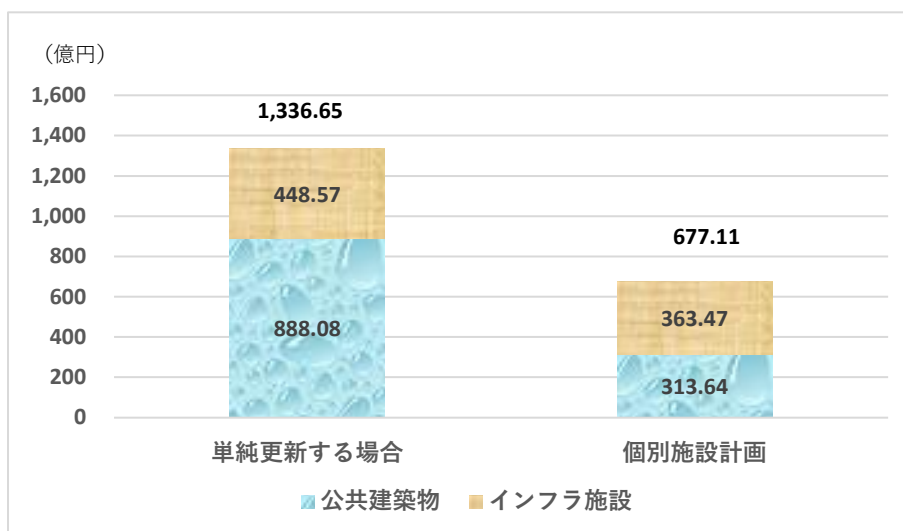


図1-40 今後30年間の効果額(普通会計)

(単位:億円)

	単純更新する場合	個別施設計画	効果額
建築物	888.08	313.64	△574.44
インフラ施設	448.57	363.47	△85.10
合計	1,336.65	677.11	△659.54



(11) 公共施設（公営事業会計）の将来の更新等費用

公共施設（公営事業会計）の更新等費用の算定にあたっては、病院事業、勝沼ぶどうの丘事業を対象として算定します。それぞれ算定方法は下記のとおりです。

■公共施設の更新等費用を推計する際の前提条件

ア 病院事業

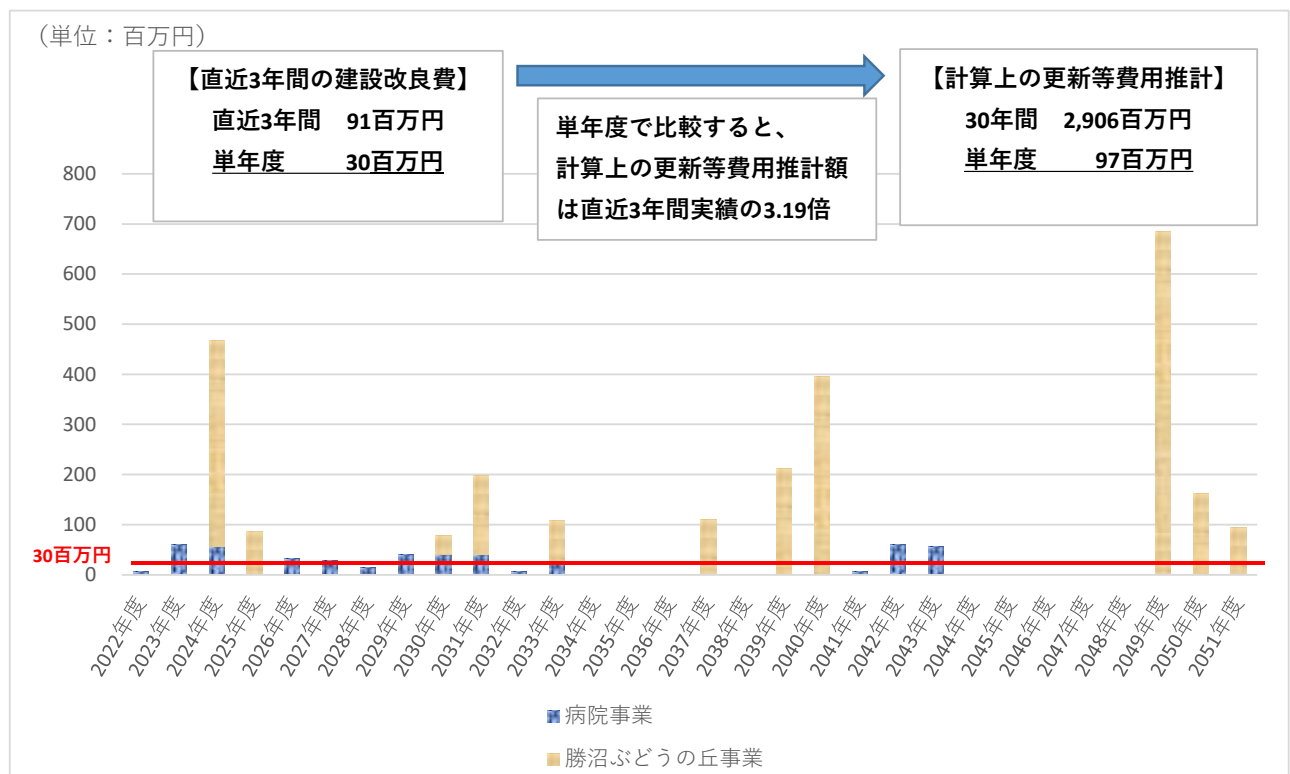
病院事業については、「甲州市立勝沼病院個別施設計画」において公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込みとして算定した費用を集計して算定しています。

イ 勝沼ぶどうの丘事業

勝沼ぶどうの丘事業については、保有・管理している公共施設について、個別施設計画におけるスポーツ・レクリエーション系施設と同じ更新単価・更新周期に基づき更新等費用を算定しています。

■公共施設の更新等費用の推計

図 1-4 1 公共施設（公営事業会計）の更新等費用試算



現在本市が保有する公営事業会計の公共施設を、個別施設計画に従って更新すると仮定した場合、令和4（2022）年度から30年間の更新等費用の総額は29.1億円で、試算期間における平均費用は年間1.0億円となります。過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の公共施設にかけてきた建設改良費は、年平均0.3億円ですので、直近の投資的経費の3.2倍の更新等費用が必要になります。

(12) インフラ（公営事業会計）の将来の更新等費用

インフラ（公営事業会計）の更新等費用の算定にあたっては、水道事業及び下水道事業を対象として算定します。それぞれ算定方法は下記のとおりです。

■インフラの更新等費用を推計する際の前提条件

ア 水道事業

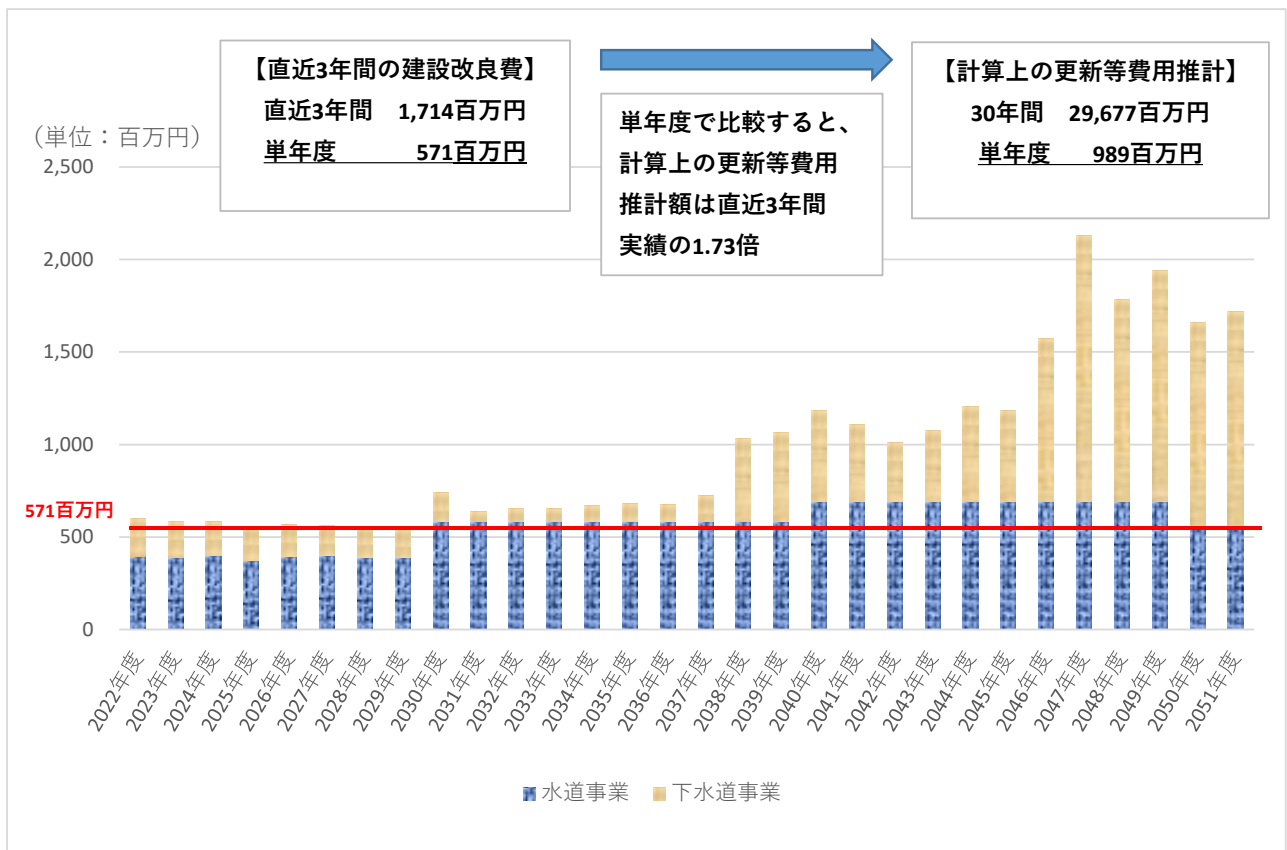
水道事業については、「甲州市水道ビジョン及び経営戦略」においてシミュレーション2-1で算定した費用を集計して算定しています。シミュレーション2-1は、経営に必要な最低限の内部留保資金の確保と収益的収支の平均値（令和2（2020）年度～令和31（2049）年度）の黒字化を目的に5年ごとに料金改定を行うこと及び起債比率を現状の水準で維持することを前提条件として収益的収支及び資本的収支を推計しています。シミュレーション2-1で試算した建設改良費を更新費用に集計して算定しています。

イ 下水道事業

下水道事業については、「甲州市下水道事業経営戦略」の対象期間である令和12（2030）年度までは、「甲州市下水道事業経営戦略」における収支計画に記載の建設改良費を更新費用に集計して算定しています。令和12（2030）年度以降は一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの更新単価・更新周期に基づき更新費用を算定しています。

■インフラの更新等費用の推計

図 1-4 2 インフラ（公営事業会計）の更新等費用試算



現在本市が保有する公営事業会計のインフラを更新すると仮定した場合、令和4（2022）年度から30年間の更新等費用の総額は296.8億円で、試算期間における平均費用は年間9.9億円となります。過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の公共施設にかけてきた建設改良費は、年平均5.7億円ですので、直近の投資的経費の1.7倍の更新等費用が必要になります。

(13) 効果額（公営事業会計）の算定

①効果額の算定方法

公営事業会計の公共施設等（インフラを含む）の効果額を算定するにあたっては、公共施設等を耐用年数経過時に単純更新する場合の更新等費用を算定し、(11)及び(12)で算定した更新等費用との差額から算定します。公共施設等を耐用年数経過時に単純更新する場合の算定方法は下記のとおりです。

■公共施設を単純更新する場合の更新等費用を推計する際の前提条件

ア 病院事業

病院事業の公共施設については、「甲州市立勝沼病院個別施設計画」の中で算定した単純更新した場合の更新費用を集計します。なお、維持管理費についても「甲州市立勝沼病院個別施設計画」の中で算定した維持管理費を集計しますが、維持管理費は長寿命化した場合も単純更新した場合も同額が発生するものとして算定しています。

イ 勝沼ぶどうの丘事業

勝沼ぶどうの丘事業の公共施設については、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。更新単価及び更新周期については、「公共施設等更新費用試算ソフト」（地域総合整備財団）を参考に、更新周期は更新：60年、大規模改修：45年とし、更新単価は更新：360千円/㎡、大規模改修単価：130千円/㎡と設定します。

また、維持管理費は、平成30（2018）年度～令和2（2020）年度における決算統計の修繕費の平均値が継続して発生するものとして算定します。なお、個別施設計画の場合も、単純更新した場合と同額が発生するものとして算定します。

■インフラを単純更新する場合の更新等費用を推計する際の前提条件

ア 水道事業

水道事業については、「甲州市水道ビジョン及び経営戦略」のなかで長寿命化した場合と長寿命化をしなかった場合に区分して更新等費用を算定していないため、(12)で算定した更新等費用と同額が発生するものとし、また、維持管理費については「甲州市水道ビジョン及び経営戦略」のシミュレーション2-1で算定した修繕料を維持管理・修繕に集計して算定しています。なお、長寿命化した場合も単純更新した場合も同額が発生するものとして算定しています。

イ 下水道事業

下水道事業については、「甲州市下水道事業経営戦略」のなかで長寿命化した場合と長寿命化をしなかった場合に区分して更新等費用を算定していないため、(12)で算定した更新等費用と同額が発生するものとし、また、維持管理費については「甲州市下水道事業経営戦略」の対象期間である令和12（2030）年度までは、「甲州市下水道事業経営戦略」における収支計画に記載の修繕料を集計して算定し、令和12（2030）年度以降は、「甲州市下水道事業経営戦略」の収支計画における令和4（2021）年度から令和12（2030）年度までの修繕料の平均額が継続して発生するものとして算定しています。なお、長寿命化した場合も単純更新した場合も同額が発生するものとして算定しています。

②効果額の算定

長寿命化を行う場合は中長期的には既存施設の耐用年数を延ばすことができる一方で、短期的に長寿命化のための改修費用が発生するため、計画改訂後 10 年間で約 8.4 億円（12.9%）の追加費用の発生が見込まれています。しかし、計画改訂後 30 年間で約 6.4 億円（1.9%）のコスト削減が期待できます。なお、計画改訂後 10 年間での更新等費用の見込は図 1-4 3、30 年間での更新費用の見込は図 1-4 4 のとおりです。

図 1-4 3 今後 10 年間の効果額（公営事業会計）

（単位：億円）

普通会計	単純更新する場合	個別施設計画	効果額
建築物	2.66	11.10	8.44
インフラ施設	62.89	62.89	—
合計	65.55	73.99	8.44

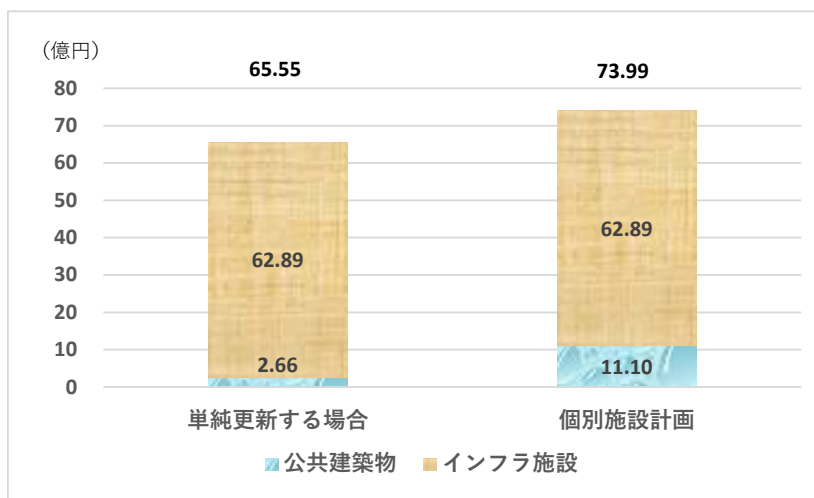
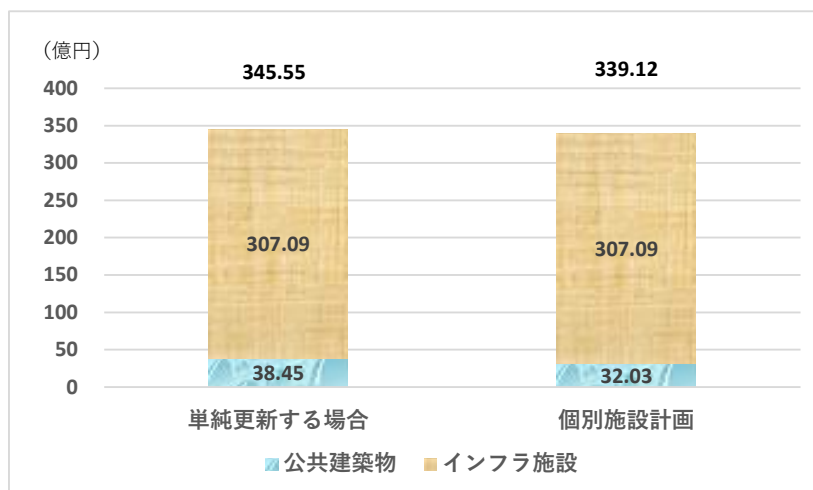


図 1-4 4 今後 30 年間の効果額（公営事業会計）

（単位：億円）

	単純更新する場合	個別施設計画	効果額
建築物	38.45	32.03	△6.42
インフラ施設	307.09	307.09	—
合計	345.55	339.12	△6.42



(14) 公共施設等（普通会計＋公営事業会計）の将来の更新等費用

普通会計および公営事業会計全体の計画改訂後10年間（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）の個別施設計画の実施による効果額は、全体で約101.5億円です。この中で、普通会計の効果額は約109.9億円である一方、公営事業会計の効果額は約△8.4億円と、予防保全を前提とした長寿命化対策等を実施する場合に単純更新した場合と比較して経費の見込みが増大しますが、今後30年間で比較した場合には、予防保全の効果により約6.42億円の効果額となります。更新費用等に対する財源の見込や現在要している経費は図1-45、計画改訂後30年間の更新費用の見込は図1-46のとおりです。

図 1-4 5 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位：億円)

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)
普通 会計	建築物 (a)	55.99	29.57	20.80	106.36
	インフラ施設 (b)	2.57	-	115.92	118.50
	計 (a+b)	58.56	29.57	136.72	224.86
公営事 業会計	建築物 (c)	0.99	10.11	-	11.10
	インフラ施設 (d)	3.44	-	59.45	62.89
	計 (c+d)	4.43	10.11	59.45	73.99
建築物計 (a+c)		56.98	39.68	20.80	117.46
インフラ施設計 (b+d)		6.01	-	175.37	181.39
合計 (a+b+c+d)		62.99	39.68	196.17	298.85
		財源見込 (※1)	耐用年数経過時 に単純更新した 場合 (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費 (過去3年 平均) (※2)
普通 会計	建築物 (a)	国県等補助金：40.71	163.58	△57.22	10.41
	インフラ施設 (b)	地方債：79.09	171.18	△52.69	6.54
	計 (a+b)	その他：105.6	334.77	△109.91	16.95
公営事 業会計	建築物 (c)	国県等補助金：3.96	2.66	8.44	0.40
	インフラ施設 (d)	企業債：25.98	62.89	-	5.90
	計 (c+d)	その他：44.05	65.55	8.44	6.30
建築物計 (a+c)			166.24	△48.78	10.81
インフラ施設計 (b+d)			234.07	△52.69	12.44
合計 (a+b+c+d)			400.32	△101.47	23.25

※1 普通会計については、平成30（2018）年度～令和2（2020）年度の普通建設事業費における財源の構成割合が継続するものとして算定しています。公営事業会計のうち、水道事業については、「甲州市水道ビジョン及び経営戦略」、下水道事業については、「甲州市下水道事業経営戦略」に基づき算定しています。病院事業及び勝沼ぶどうの丘事業については、平成30（2018）年度～令和2（2020）年度の建設改良費における財源の構成割合が継続するものとして算定しています。

※2 普通会計については、個別施設計画で算定した30年間の維持管理・修繕の金額の平均値に普通建設事業費（単独事業費＋補助事業費）の合計の平成30（2018）年度～令和2（2020）年度における平均値を合算して算定しています。公営事業会計については、修繕費及び建設改良費の合計の平成30（2018）年度～令和2（2020）年度における平均値により算定しています。なお、建設改良費から、臨時的な支出と人件費は除外しています。

図 1-4 6 今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み
(単位：億円)

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)
普通会計	建築物 (a)	149.42	121.90	42.32	313.64
	インフラ施設 (b)	7.71	-	355.76	363.47
	計 (a+b)	157.13	121.90	398.08	677.11
公営事業会計	建築物 (c)	2.97	29.06	-	32.03
	インフラ施設 (d)	10.33	-	296.77	307.09
	計 (c+d)	13.30	29.06	296.77	339.12
建築物計 (a+c)		152.39	150.96	42.32	345.67
インフラ施設計 (b+d)		18.04	-	652.52	670.56
合計 (a+b+c+d)		170.43	150.96	694.85	1,016.23
		耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④- ⑤)	現在要してい る経費 (過去 3年平均)	
普通会計	建築物 (a)	888.08	△574.44	10.41	
	インフラ施設 (b)	448.57	△85.10	6.54	
	計 (a+b)	1,336.65	△659.54	16.95	
公営事業会計	建築物 (c)	38.45	△6.42	0.40	
	インフラ施設 (d)	307.09	-	5.90	
	計 (c+d)	345.55	△6.42	6.30	
建築物計 (a+c)		926.53	△580.87	10.81	
インフラ施設計 (b+d)		755.66	△85.10	12.44	
合計 (a+b+c+d)		1682.19	△665.97	23.25	

(15) 歳入・歳出全体ベースでの財政推計

①推計方法

公共施設等の更新等に使用可能な財源を確保できるか検討するため、普通会計における歳入と歳出全体での財政推計を行いました。本推計では、今後の人口推計などを考慮し、将来の歳入と歳出全体での試算を行い、試算した公共施設等の将来の更新等費用を歳出に加え試算を行います。推計を実施するにあたって設定した前提条件は下記のとおりです。

■財政推計の前提条件

ア 全般

- ・ 財政推計は、原則として「甲州市中長期財政推計 令和3年度～令和12年度」で実施した試算結果に基づくことを前提とします。
- ・ 「甲州市中長期財政推計 令和3年度～令和12年度」の対象外期間については、各歳入歳出科目の性質等を踏まえて、令和12年度までの試算結果と同じ方法で試算を実施するか、令和12年度の数値が継続することを前提として推計を実施します。
- ・ 上記以外の方法で試算する歳入歳出科目の前提条件は下記のとおりです。

イ 歳入

- ・ 国県等補助金のうち投資的経費の財源となる国県等補助金については、発生が見込まれる投資的経費に対して、平成30(2018)年度～令和2(2020)年度の投資的経費における財源の構成割合が継続するものとして推計します。
- ・ 地方債のうち投資的経費の財源となる地方債については、発生が見込まれる投資的経費に対して、平成30(2018)年度～令和2(2020)年度の投資的経費における財源の構成割合が継続するものとして推計します。
- ・ 地方債のうち臨時財政対策債については、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した金額に過去5年間の上記金額に対する臨時財政対策債発行可能額の割合の平均値を乗じて試算します。なお、基準財政需要額及び基準財政収入額については、人口推移や他の歳入科目の推計結果等を踏まえて推計します。
- ・ 地方債のうち上記以外の地方債については、令和2(2020)年度の実績値が継続するものとして推計します。
- ・ 繰入金については、特別会計からの繰入金のみを対象として、基金の取り崩しは含めないことを前提として推計します。
- ・ 繰越金については、歳入に含めないものとして推計します。

ウ 歳出

- ・ 令和2(2020)年度末時点の発行済地方債における各年度の償還予定額と、令和3(2021)年度以降の新規起債分の償還を見込んでいます。新規起債分については、過去5年間(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)の償還率を乗じて推計します。
- ・ 投資的経費については、「(14) 公共施設等(普通会計+公営事業会計)の将来の更新等費用」で算定した普通会計の更新等費用(改修及び更新等)が発生することを前提とします。
- ・ 積立金については、歳出に含めないものとして推計します。

②推計結果

本市が保有する普通会計の公共施設及びインフラ（道路、橋りょう等）について、個別施設計画に基づき30年間（令和4（2022）年度から令和33（2051）年度）の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費が発生する場合、30年間の歳出合計が歳入合計を超過し、30年間で約76億円（1年当たり約2.5億円）の財源不足が生じる結果となりました。

平成28（2016）年度に策定した総合管理計画では30年間で約223億円（1年当たり約7.4億円）の財源不足が生じていたことと比べると財源不足が大幅に解消されています。また、令和13（2031）年度までの10年間については、財源不足は生じておらず、個別施設計画で定めた施設の更新スケジュールに沿って更新・改修等を行えば短期的には財源不足は生じない見込みとなっています。

しかし、中長期的には少子高齢化により地方税及び地方交付税が減少する一方で、施設の更新・改修等にかかる経費は継続的に発生することが見込まれており、その結果として財源不足が生じることとなります。

この財源不足額はあくまでも、試算された理想的な施設関連投資の水準であり、こうした投資をすることができない場合は、確実に老朽化が進行し、施設に関するコストの将来負担を先送りにするとともに、老朽化が進んだ施設を次の世代に引継ぐこととなります。

財源の不足に対しては、これまでの財政運営においても、行財政改革の推進の結果、職員数を削減するなど対応を図ってきました。しかしながら、一定の行政水準を確保していくためには限界があり、公共施設等の老朽化に対応する財源不足を一般財源で賄うことは、前述した本市の財政事情も含め、非常に厳しい状況にあります。今後は、20年後、30年後を見据え中長期的に公共施設の総量削減や縮小、さらには適正な再配置などの検討に踏み込まなければ、持続可能な行財政運営が行えない段階に入っています。

表 1-47 歳入・歳出全体ベースでの財政推計結果（30年間）

		単位：億円
	項目	30年間の合計
歳入	地方税	1,053
	地方交付税	1,350
	その他一般財源	274
	国庫支出金	556
	都道府県支出金	322
	その他特定財源	436
	地方債	425
	歳入合計	4,416
歳出	人件費	830
	扶助費	742
	公債費	532
	物件費	750
	維持補修費	22
	補助費等	730
	繰出金	330
	投資的経費	520
	その他	36
	歳出合計	4,492
財源不足額（マイナスが不足額）		-76

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の維持管理に関する将来的な展望と課題

本市が所有する公共施設のうち、建物の延床面積は約 188 千㎡です。また、建物面積のうち、33.9%が学校、16.4%が公営住宅となっています。

本市は、3市町村が合併して誕生した自治体であり、公共施設等については、合併前の3団体が住民福祉の向上と地域振興のために建設した施設等を引き継いでいることから、人口規模の類似した他自治体と比較して、施設規模や整備時期が似通った施設等を多く保有している状況にあります。

また、本市の公共施設は、昭和 48 (1973) 年から昭和 60 (1985) 年代にかけて多く整備されており、その結果、現在から約 25 年後の令和 25 (2043) 年代中ごろ以降に公共施設等の更新問題が大きくなることが懸念されています。

しかし、現在の財政状況を基に将来的な財政予測をすると、これから 30 年間のうちで、総額 76 億円 (年平均 2.5 億円) の財源が不足するという結果になります。そのため、本市では今後、計画的な公共施設の配置と効率的・効果的な維持管理が求められています。

(2) 現在の維持管理の仕組みと課題

本市では、このような行政財産を各所管課が維持管理しています。

しかし、定期点検・診断、耐震化の状況など施設によって大きな差があります。また、財政状況も厳しいため、思うように施設の更新や修繕が進んでいない場合も見られます。

さらには、人口減少・少子高齢化といった外部環境の変化により、市民ニーズと施設の機能に乖離が出るといった状況も見られるようになりました。

このような現状に対応するため、いかに各施設の維持管理方法を統一し、全庁的な観点から公共施設の維持管理に取り組んでいくのかが課題となっています。

(3) 公共施設等の老朽化

本市の公共施設のうち、昭和 56 (1981) 年以前 (旧耐震基準) に建てられた建物が占める延べ床面積の割合は、全体の約 4 割に及びます。この中には、耐震性が十分でない施設もあり、さらには、耐震性の有無自体がわからない施設も存在します。

市民などに安心して公共施設を利用してもらえるよう、これら老朽建物の現状を早急に明らかにし、いかに安全性を確保していくかが課題です。

(4) 人口構造の変化

先に見てきたように、甲州市の人口は、昭和 40 (1965) 年には、39,937 人と約 4 万人でしたが、その後一時的な微増はあったものの減少し、平成 17 (2005) 年の合併後も減少し続けています。現在取り組みを進めている人口ビジョンに基づく施策の成果を考慮しないものとして、将来の人口を推計すると、令和 4 (2022) 年の 30,073 人から、令和 34 (2052) 年には 14,334 人 (47.7%) 減少した、15,739 人になるものと見込まれています。また、年齢区分別の人口構成割合も、年少人口 (0~14 歳) は 3.1%減少し、生産年齢人口 (15 歳~64 歳) も 10.1%減少する一方で、高齢人口 (65 歳以上) 13.3%増加することが予想されま

す。

このように、将来的に本市の総人口が減少する中で人口構造も変化し、「少子高齢化」の傾向が益々強くなることが予想されることから、求められる公共施設等も変化していくものと考えられ、時代の変化に即した適正な公共施設等のあり方も検討していかなければなりません。

(5) 公共施設等の更新需要の増大

現在、甲州市が保有する公共施設等の今後 30 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込みを試算すると、その総額は約 677.1 億円（うち公共施設は約 313.6 億円、インフラ施設は約 363.5 億円）、平均費用は年間約 22.6 億円（うち公共施設は約 10.5 億円、インフラ施設は約 12.1 億円）が必要となります。

これに対して、現在要している経費（過去 3 年間（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）に公共施設等の更新等、改修及び維持管理・修繕に要してきた金額）は年平均 17.0 億円（うち公共施設は約 10.4 億円、インフラ施設は約 6.5 億円）です。

現在要している経費と、今後の更新等費用を比べた場合、公共施設については概ね現在の投資額と同程度の支出となるものの、インフラ施設についてはこれまでの約 1.9 倍程度の支出が必要となります。

将来に渡り持続可能な行政経営を行っていくため、これからの甲州市の人口や財政規模に見合った公共施設等の適正配置についても考えていく必要があります。

(6) 公共施設等の更新のための財源の不足

本市が保有する普通会計の公共施設及びインフラ（道路、橋りょう等）について、個別施設計画に基づき 30 年間（令和 4（2022）年度から令和 33（2051）年度）の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費が発生する場合、30 年間の歳出合計が歳入合計を超過し、30 年間で約 76 億円（1 年当たり約 2.5 億円）の財源不足が生じることが分かりました。

しかし、財源不足が生じる見込みである一方で、平成 28（2016）年度に策定した総合管理計画では 30 年間で約 223 億円（1 年当たり約 7.4 億円）の財源不足が生じていたことと比べると財源不足が大幅に解消されています。これは、主に個別施設計画において各施設の方向性を明確化し、今後存続して建替えを実施する施設を限定したことが要因です。その結果、公共施設については今後の更新等費用が現在要している経費と同程度になるまで抑えられています。

また、令和 13（2031）年度までの 10 年間については、財源不足は生じておらず、個別施設計画で定めた施設の更新スケジュールに沿って更新・改修等を行えば短期的には財源不足は生じない見込みとなっています。

以上の結果を踏まえると、公共施設については、個別施設計画の策定によって更新等費用が大幅に削減されており、短期的には財源不足が生じないことから、個別施設計画で定めた各施設の方向性に従って、更新・改修等を実施していくことが必要です。具体的には、現在本市が保有する公共施設の延床面積 188,610 m²のうち将来更新対象となる施設の面積は 146,167 m²となっていることから、保有する施設の延床面積のうち 146,167 m²を更新対象として更新・改修等を計画的に実施していくことが必要です。

また、中長期的には財源不足の解消を目指して、少子高齢化に適合した公共施設の適正配置を検討していくとともに、インフラ施設について長寿命化の検討を進めていくことが必要です。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

本市における公共施設等の現状と課題を踏まえ、持続可能な公共サービスの実現に向け、甲州市では6つの基本方針を定め、最適な公共施設等の管理に取り組みます。

①持続可能な行財政運営を行うための更新対象とする公共施設の適正な保有量の目標設定
個別施設計画で定めた各施設における方向性に従って更新・改修等を実施していくこととし、保有する施設の延床面積のうち146,167㎡を更新対象として更新・改修等を計画的に実施していくことを目標とします。

②原則として、新規の施設の建設を行わない(凍結)

原則として、施設の新設は実施しない方針とし、新たな行政需要が生まれた場合であっても、既存施設の有効活用を図ることとし、「複合化」、「多機能化」といった手法で施設を再編していくことを前提に、既存施設の更新等を優先的に行い、新規施設の建設は最小限にとどめることとします。新規施設の建設を実施する場合においても行政需要とコストのバランスに配慮し、後世代に負担を先送りすることがないように特定財源の確保を図っていきます。

③予防保全型の維持管理の推進

公共施設等の更新需要の増大による財源不足を緩和するため、予防保全型の維持管理を進めることで施設の長寿命化を図り、更新費用の削減を図ります。また、定期的に点検を実施することにより、施設の劣化や異常を早期に発見し、軽微なうちに対策を行うことで長寿命化を図っていきます。

④施設の広域化・複合化・統廃合の推進

周辺自治体と共有できる多目的ホールや運動施設のような施設については広域化を検討し、機能が重複して複数保有している施設については複合化や統廃合の検討を進めていきます。地域ごとに必要となる集会施設などについても最適な再配置、再編に努めるとともに、基幹的な公共施設については、その使用目的に応じて利便性の良い中核的な地域に集約していくことを検討していきます。

⑤民間活力や市民協働を積極的に採用

PPP /PFI 等、民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取り組みや市内の各地域で使用する施設の管理について市民協働を進めていくなど、地域経営を意識した施設運営を図っていきます。

⑥市民や利用者の安全を最優先にすること

施設の老朽化や耐震性の不足など市民や利用者に危険が及びそうな施設、危険性の度合いが不明な施設については、優先的に対応を検討し実行に移していきます。

(2) 公共施設等の管理に関する具体的な実施方針

①点検・診断等の実施方針

- ・築30年以上経過している建物のうち、耐震性を確認できていない施設が存在します。このような施設は点検や耐震診断を実施し、現状の課題の有無を明らかにします。
- ・特に、多くの市民に利用されている利用頻度の高い施設については、事故が発生した場合の被害の大きさを鑑み、優先的に診断を行っていきます。
- ・また、点検や診断結果は、データベース化し、今後の施設管理に活用していきます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・既に長寿命化や具体的な維持管理などの計画がある施設については、その計画に沿って維持管理・修繕・更新等を実施していきます。
- ・長期的な計画がない場合においても、定期点検などで不具合が見つかった場合は、予防保全の考え方を踏まえその都度対応していきます。
- ・ただし、補修を重ねていくと、結果的に非効率になる場合があるため、大規模修繕や更新も優先順位をつけ計画的に実施していきます。
- ・維持管理のトータルコスト削減に向け、予防的修繕に取り組む他、省エネルギー改修、LED照明の導入、太陽光発電の導入及び建築物におけるZEB¹⁸の実現などの脱炭素化の取り組みも計画的に推進します。
- ・特に更新に関しては、PFIやPPPなど民間活力の活用も積極的に検討していきます。

③安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、速やかに安全対策を講じます。
しかし、安全対策を講じることで利用者への影響が大きい場合は、施設を閉館し、他施設への機能移管や統合を含めて検討します。
- ・利用実績の低い施設については、必要に応じて縮小や目的変更、除却等を検討します。

④耐震化の実施方針

- ・市の防災拠点などは、災害時にも機能確保できるよう、優先的に耐震化を検討していきます。
- ・防災拠点以外の施設についても、市民の利用状況、地区年数など様々な視点から総合的に判断し、耐震化の優先順位を検討します。

⑤長寿命化の実施方針

- ・公営住宅など長寿命化計画を策定している類型については、計画に沿って長寿命化を図っていきます。なお既存の計画について、本計画と整合が図れるよう必要に応じた見直しを行ったうえで、着実な施策実施を行います。

¹⁸ ZEB (Net Zero Energy Building) : 一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物。

- ・長寿命化計画を未策定の施設のうち、計画策定の必要のある施設については、可能な限り早期に計画を策定し、長寿命化の取り組みを開始します。

⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針

- ・長寿命化にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障害の有無、国籍などの違いに関わらず、誰もが使いやすい設計として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

⑦統合や廃止の推進方針

- ・老朽化などにより耐震性に問題のある施設のうち、利用が少ないなど行政サービス上必要性が低い施設については、他施設との統合や廃止などを検討します。
統合を検討する際は、利用者（市民）の不利益をなるべく低減させるよう、考慮します。
- ・保育所、小中学校などは、少子化の影響により、今後、施設の過剰供給状態が発生すると懸念されます。そのため、現在の学校施設の多目的への活用など機能の多様化や施設の統合を検討します。
検討の際は、児童・生徒数だけでなく、教育への影響や地理的条件なども考慮して、総合的に対策を検討します。

⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・本計画を総合的かつ計画的に管理していくため、平成 28（2016）年度に策定した総合管理計画以降、関係各課より組織する作業部会を構築し、情報や施策遂行主体の一元化を図っております。今後も継続して、組織横断的な取り組みを行いながら、着実な施策実施を行います。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 社会教育系施設

(1) 集会施設

①基本情報

本市には、社会教育系施設（集会施設）は、市内 22 施設あり、延床面積は合計 18,356 m²です。このうち 1,000 m²を超える施設は、中央公民館、勝沼市民会館、大和ふるさと会館の 3 施設です。なお、勤労青少年ホーム（レックセンター）は老朽化により平成 31（2019）年 3 月 31 日に廃止をしており、今後除却を検討していく必要があります。中央公民館内に塩山図書館、大和ふるさと会館内に大和図書館がそれぞれ入居しており、複合施設となっています。

表 3-1 集会施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	大久保緑の交流館	直営	83	2002/03/26	20
2	勤労青少年ホーム（レックセンター）	直営	1,322	1973/04/08	48
3	中央公民館	直営	5,413	1982/01/01	40
4	塩山北公民館	直営	550	1992/03/25	30
5	松里公民館	直営	506	1989/03/25	33
6	玉宮公民館	直営	207	1985/02/19	37
7	大藤公民館	直営	372	1987/02/10	35
8	奥野田公民館	直営	374	1987/03/31	35
9	神金公民館	直営	507	1988/10/11	33
10	井尻公民館	直営	410	1988/03/25	34
11	塩山東公民館	直営	395	1994/03/25	28
12	塩山西公民館	直営	387	1996/03/20	26
13	勝沼市民会館	直営	1,602	1980/06/19	41
14	勝沼中央公民館	直営	865	1982/05/10	39
15	菱山営農センター	直営	222	1996/11/01	25
16	勝沼防災センター	直営	586	1995/09/01	26
17	大和ふるさと会館	直営	3,040	2003/03/28	19
18	祝公民館	祝地区管理	300	1980/03/31	42
19	藤井公民館	藤井地区管理	199	1989/12/12	32
20	山自治公民館	山地区管理	300	1981/03/31	41
21	四季の里公民館	四季の里管理	150	1989/03/31	33
22	大和公民館	直営	568	2002/03/29	20
	合計		18,356		

②現状や課題に関する基本的な認識

集会施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後経過年数が長くなっている施設が多く、中央公民館など 14 施設が建築後 30 年を超えています。 ・ 集会施設の長寿命化計画は策定していません。 ・ 勝沼市民会館については耐震化していません。 ・ 公民館は住民にもっとも身近な場であり、災害時の避難場所に指定されています。安全安心な施設管理が求められており、これらの施設の耐震化の措置、バリアフリー化を早急に進めることが求められます。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勝沼中央公民館と大和ふるさと会館の利用者 1 人あたりのコストが他の施設と比較して高く、効率的な運営ができるよう検討することが必要です。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ コストが同程度でも稼働率にバラツキがある状況です。稼働率が 30% を下回る施設も多数あるため、他の公共施設と複合化するなどの稼働率を高める対応策の検討が必要です。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。
- ・公民館は、災害時にも機能が保てるよう、マニュアルによる点検の定型化を図り点検の質を一定水準に保ちます。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえ、迅速に対応する現在の仕組みを継続します。
- ・修繕履歴台帳の仕組みを導入し、データベース化を図ります。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の取り組みを通じて、維持管理に対するデータ面でのノウハウを蓄積し、予防保全型維持管理の考え方の導入により、長寿命化を図ります。

耐震化の基本的な方針

- ・現在、耐震化が図られていない勝沼市民会館は、可能な限り早期に耐震化を図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、今後施設の統廃合を検討します。
- ・用途廃止された勤労青少年センターについては、除却を進めていきます。

④施設別の今後の方針

表 3-2 集会施設の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	大久保緑の交流館	地域移管
2	勤労青少年ホーム (レックセンター)	廃止
3	中央公民館	存続
4	塩山北公民館	存続(移転)
5	松里公民館	存続
6	玉宮公民館	存続(移転)
7	大藤公民館	存続(移転)
8	奥野田公民館	存続(移転)
9	神金公民館	存続
10	井尻公民館	存続
11	塩山東公民館	存続
12	塩山西公民館	統合
13	勝沼市民会館	統合
14	勝沼中央公民館	統合
15	菱山営農センター	地域移管
16	勝沼防災センター	廃止
17	大和ふるさと会館	存続
18	祝公民館	地域移管
19	藤井公民館	地域移管
20	山自治公民館	地域移管
21	四季の里公民館	地域移管
22	大和公民館	存続

(2) 図書館

①基本情報

図書館は市内に4施設あり、延床面積は合計2,229㎡です。このうち1,000㎡を超える施設は勝沼図書館です。塩山図書館は中央公民館、大和図書館は大和ふるさと会館に併設、塩山図書館分館は重要文化財旧高野家住宅の敷地内にあり、それぞれ複合施設となっています。

表 3-3 図書館の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	塩山図書館	直営	641	1982/04/01	39
2	大和図書館	直営	220	2003/04/01	18
3	勝沼図書館	直営	1,160	1996/11/01	25
4	塩山図書館分館	直営	208	2002/07/05	19
	合計		2,229		

②現状や課題に対する基本的な認識

図書館の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> 塩山図書館は建築後経過年数が30年を超えていますが、平成26(2014)年4月1日の中央公民館リニューアルオープンとともに、施設劣化の問題は多く解消されました。 勝沼図書館は築25年を迎え、施設の経年劣化による建物の修繕や機器の修理が頻発していること、建物の構造及び施設や機器が省エネ性に欠けている等の問題があります。特に、降雨量が多い際に発生する雨漏りについては、施設劣化の進行を早めるおそれがあります。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 大和図書館は他の図書館に比べ貸出図書1冊あたりのコストが高く、効率的な運営ができるよう検討することが必要です。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 塩山図書館分館は「甘草屋敷子ども図書館」として位置づけられており、特色と雰囲気のある図書館ですが、来館者の多くは観光目的のため図書館利用につながらない場合も多く、将来的に、子どもの数が減っていく中で、利用率の減少が課題となります。また、文化財施設であるため、耐震等の備えがなく危機管理が徹底できない点も課題となっています。今後、分館としての機能が廃止となった場合は、市内にある他館で対応可能です。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・塩山図書館については、定期点検等により施設の長寿命化を図ります。
- ・老朽化が進んでいる勝沼図書館については、劣化診断等も定期的に実施し、利用者の安全確保のためにモニタリングしていきます。
- ・特に、現在発生している施設の雨漏りの発生については、施設の劣化の進行を招くおそれがあるため、早急に対応していきます。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・図書館については、合併市町村であるため、旧市町村単位で設置されていますが、将来的な人口の減少による利用者数の減少を見据え、今後、図書の貸出方法などの見直しを図る中で、市内1箇所への統合に向け検討します。

④施設別の今後の方針

表 3-4 図書館の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	塩山図書館	廃止
2	大和図書館	廃止
3	勝沼図書館	存続
4	塩山図書館分館	廃止

(3) 博物館等

①基本情報

博物館は、市内4施設あり、延床面積は合計3,241㎡です。このうち1,000㎡を超える施設は、重要文化財旧高野家住宅、甲州市近代産業遺産宮光園の2施設です。重要文化財旧高野家住宅は、敷地内の文庫蔵が塩山図書館分館となっており複合施設となっています。

表 3-5 博物館等の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	重要文化財旧高野家住宅	直営	1,218	江戸～昭和	-
2	ぶどうの国文化館	直営	851	1995/09/01	26
3	旧田中銀行博物館	直営	144	1897/03/30	125
4	甲州市近代産業遺産宮光園	直営	1,028	江戸～昭和	-
	合計		3,241		

②現状や課題に対する基本的な認識

博物館等の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の指定を受けている施設であるため建築年数が古い施設が多いことから、施設の維持に課題があります。 甲州市近代産業遺産宮光園は建物の構造上、吹き付けて来る雨により壁から浸水してしまうことから対策を施す必要があります。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえ、迅速に対応するなど適切な修繕を図ります。
- ・現在発生している施設の雨漏りの発生については、施設の劣化の進行を招くおそれがあるため、早急に対応していきます。
- ・博物館施設のうち文化財指定を受けている施設は、修繕等を継続して行い、施設を維持していきます。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・施設利用料や運営方法の見直しを検討します。
- ・ぶどうの国文化館は、展示物を近隣の甲州市近代産業遺産宮光園を活用するなど、廃止に向けて検討します。

④施設別の今後の方針

表 3-6 博物館等の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	重要文化財旧高野家住宅	存続
2	ぶどうの国文化館	廃止
3	旧田中銀行博物館	存続
4	甲州市近代産業遺産宮光園	存続

(4) 文化施設

①基本情報

市内の文化施設は、わだつみ平和文庫の1施設で、延床面積は合計 270 m²です。わだつみ平和文庫は建築から 70 年が経過しています。

表 3-7 文化施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	わだつみ平和文庫	直営	270	1951/12/26	70
	合計		270		

②現状や課題に対する基本的な認識

文化施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	・わだつみ平和文庫は建築から 70 年が経過しており、老朽化が進んでいます。 ・長寿命化計画は策定していません。
コスト	・建物については今後老朽化の進行が予想され、維持管理に関する費用などの負担が増加していくと考えられます。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来、施設としての機能を果たせなくなることを考慮し、保存資料の移設を検討していくことが必要だと考えられます。

④施設別の今後の方針

表 3-8 文化施設の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30 年間) における方針
1	わだつみ平和文庫	廃止

2 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) スポーツ施設

①基本情報

本市には、スポーツ施設が 11 施設あり、延床面積は合計 12,127 m²です。このうち、1,000 m²を超える施設は、塩山体育館、塩山 B&G 海洋センター、勝沼体育館、勝沼 B&G 海洋センターの 4 施設です。

表 3-9 スポーツ施設の一覧 (※1)

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	塩山体育館	直営	3,661	1985/05/31	36
2	活性化施設 (塩山ふれあい館)	直営	990	2004/06/24	17
3	塩山 B&G 海洋センター	指定管理	1,535	1993/06/25	28
4	塩山柔道場	直営	140	1952/01/01	70
5	勝沼体育館	直営	2,166	1982/04/01	39
6	勝沼 B&G 海洋センター	指定管理	1,198	1984/05/10	37
7	勝沼弓道場	直営	176	1988/09/22	33
8	勝沼勤労者体育館	直営	790	1990/07/27	31
9	武田の郷練成館	直営	398	1984/03/25	38
10	やまとの杜アリーナ	直営	975	1998/03/27	24
11	大和スポーツ公園管理棟	直営	98	1993/09/30	28
	合計		12,127		

(※1) 3 学校教育施設 (1) 学校のうち、18 大和中学校が 17 勝沼中学校と令和 4 (2022) 年 4 月 1 日に統合することにより、大和中学校の有する体育館を「大和初鹿野体育館」として保有する予定

②現状や課題に対する基本的な認識

スポーツ施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後経過年数が 30 年以上の施設は、塩山体育館など 7 施設です。特に、塩山柔道場においては、建築から 70 年が経過しており、今後も利用し続けるのか、使い続けるのであればどのように安全性を確保するのが課題です。 ・ 施設全般の課題として、施設設備等老朽化による機器の劣化、設備等技術革新への未対応に対する計画的な改修等が挙げられます。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勝沼勤労者体育館、勝沼 B & G 海洋センター、塩山 B & G 海洋センターの利用者 1 人あたりコストが高く、施設利用料や運営方法の見直し検討が必要と考えられます。

視 点	課 題
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・勝沼地域には、勝沼勤労者体育館と勝沼体育館という設置目的が同じ施設が並存しているため、機能分担や統廃合についての整理が課題です。 ・勝沼勤労者体育館、勝沼弓道場、やまとの杜アリーナ、武田の郷練成館の4施設については、1日あたり利用者数が10人を下回っており、稼働率の向上が課題です。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。
- ・老朽化が進んでいる塩山柔道場、勝沼弓道場、勝沼体育館、大和スポーツ公園管理棟は劣化診断等を定期的 to 実施し、利用者の安全性確保のためにモニタリングしていきます。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・修繕履歴台帳の仕組みを今後も継続し、維持管理に活用していきます。
- ・柔道場や弓道場など老朽化しているものの小規模な施設は、建物への負担もそれほど大きくないため、耐用年数が伸びる可能性もあり、適切な維持管理を特に心がけていきます。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の取り組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。

安全確保の基本的な方針

- ・体育館はいずれも老朽化が進んでいることから、劣化診断を定期的に行い、安全性が懸念される場合は、早期の安全性確保に努めます。
- ・塩山柔道場と勝沼弓道場は老朽化が進んでいることから、早期の安全性確保が難しい場合は、利用者の安全性を鑑み、供用停止などの措置も検討します。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、今後、施設の複合化や統廃合を検討します。

④施設別の今後の方針

表 3-10 スポーツ施設の今後の方針 (※1)

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	塩山体育館	存続
2	活性化施設 (塩山ふれあい館)	存続
3	塩山 B&G 海洋センター	存続
4	塩山柔道場	廃止
5	勝沼体育館	統合
6	勝沼勤労者体育館	統合
7	勝沼 B&G 海洋センター	存続
8	勝沼弓道場	存続
9	武田の郷錬成館	廃止
10	やまとの杜アリーナ	廃止
11	大和スポーツ公園管理棟	存続

(※1) 3 学校教育施設 (1) 学校のうち、18 大和中学校が 17 勝沼中学校と令和 4 (2022) 年 4 月 1 日に統合することにより、大和中学校の有する体育館を「大和初鹿野体育館」として保有する予定

(2) レクリエーション施設・観光施設

①基本情報

本市には、レクリエーション施設・観光施設が20施設あり、延床面積は合計16,372㎡です。このうち、1,000㎡を超える施設は、交流保養センター・大菩薩の湯、勝沼ぶどうの丘、日川溪谷緑の村、甲斐の国大和自然学校、やまと天目山温泉の5施設です。

表 3-11 レクリエーション施設・観光施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	木工芸館	その他	172	1991/03/22	31
2	森林自然の家	直営	163	2002/03/29	20
3	交流保養センター・大菩薩の湯	指定管理	1,275	1998/07/27	23
4	勝沼ぶどうの丘	その他	7,281	1990/09/25	31
5	大滝山キャンプ場	直営	134	1974/11/18	47
6	日川溪谷緑の村	指定管理	1,113	1983/03/25	39
7	陶芸体験施設(思案洞)	その他	102	1985/08/30	36
8	農産物加工体験施設	指定管理	404	1997/03/31	25
9	道の駅甲斐大和	指定管理	990	1995/03/27	27
10	甲斐の国大和自然学校	指定管理	3,138	2002/03/27	20
11	やまと天目山温泉	指定管理	1,028	1994/04/17	27
12	天目山石庭会館	直営	162	1996/03/29	26
13	休憩舎_石庭頂上	直営	26	1996/03/29	26
14	休憩舎_竜門峡遊歩道内	直営	18	1984/03/30	38
15	休憩舎_景德院駐車場内	直営	10	1987/12/19	34
16	休憩舎_竜門峡入り口	直営	7	1987/12/19	34
17	休憩舎_栖雲寺内	直営	5	1990/03/30	32
18	湯の沢峠避難小屋	直営	67	1985/11/15	36
19	屋外ステージ	直営	264	1999/03/31	23
20	展望台	直営	12	1999/03/30	23
	合計		16,372		

②現状や課題に関する基本的な認識

レクリエーション施設・観光施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後経過年数が 40 年を超える施設は、大滝山キャンプ場の 1 施設であり、30 年を超える施設は日川溪谷緑の村など 9 施設です。 ・ レクリエーション施設・観光施設のうち指定管理者制度を導入している施設は、施設管理台帳を作成し随時データを更新しています。 ・ 大滝山キャンプ場は、施設設備等老朽化による劣化が相当程度進んでおり、施設の機能上又は使用上支障をきたすおそれがある点が課題となっています。 ・ レクリエーション施設・観光施設の長寿命化計画は策定していません。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木工芸館の利用者 1 人あたりのコストが他の施設と比較して高く、効率的な運営の検討が必要です。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直営で管理している、木工芸館、森林自然の家、陶芸体験施設（思案洞）、天目山石庭会館は、利用者数も少なく、今後、活用方法に合わせ施設の廃止等も検討していく必要があります。 ・ 大滝山キャンプ場は年間運営日数が 3 日しかありません。建築から年数も経過しているため、今後も使い続けるのか検討が必要です。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・ 現在実施している点検を継続して実施するとともに、市職員、施設管理者による点検を定期的の実施していきます。
- ・ 点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・ 点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・ 他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・ 木工芸館や森林自然の家など老朽化しているものの小規模な施設は、建物への負担もそれほど大きくないため、耐用年数が伸びる可能性もあり、適切な維持管理を特に心がけていきます。
- ・ 点検診断結果や修繕履歴台帳の取り組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、民間譲渡を検討していきます。
- ・施設の老朽化、利用者数等を総合的に判断し、廃止等を検討していきます。なお、老朽化の著しい施設は、除却を進めていきます。

④施設別の今後の方針

表3-12 レクリエーション施設・観光施設の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	木工芸館	廃止
2	森林自然の家	存続
3	交流保養センター・大菩薩の湯	民間譲渡
4	勝沼ぶどうの丘	存続
5	大滝山キャンプ場	廃止
6	日川溪谷緑の村	民間譲渡
7	陶芸体験施設（思案洞）	廃止
8	農産物加工体験施設	民間譲渡
9	道の駅甲斐大和	存続
10	甲斐の国大和自然学校	民間譲渡
11	やまと天目山温泉	民間譲渡
12	天目山石庭会館	廃止
13	休憩舎_石庭頂上	廃止
14	休憩舎_竜門峡遊歩道内	統合
15	休憩舎_景德院駐車場内	廃止
16	休憩舎_竜門峡入り口	廃止
17	休憩舎_栖雲寺内	廃止
18	湯の沢峠避難小屋	存続
19	屋外ステージ	廃止
20	展望台	廃止

3 学校教育系施設

(1) 学校

①基本情報

学校は、市内 19 施設あり、延床面積は合計 63,641 m²と他の類型に比べて規模が大きくなっています。施設の規模も神金第二小学校（中学校）を除き 2,000 m²以上あり、大規模なものとなっています。また、建築後経過年数が長くなっている施設が多く、神金第二小学校（中学校）など 3 施設が 50 年を超えており、それ以外の施設においても神金小学校を除き 30 年を超えています。

表 3-13 学校の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	塩山南小学校	直営	6,555	1970/03/01	52
2	塩山北小学校	直営	3,682	1984/01/01	38
3	大藤小学校	直営	2,534	1982/03/01	40
4	神金小学校	直営	2,383	1999/12/01	22
5	玉宮小学校	直営	2,311	1983/03/01	39
6	奥野田小学校	直営	2,749	1973/02/01	49
7	松里小学校	直営	3,116	1968/03/01	54
8	井尻小学校	直営	2,652	1979/10/01	42
9	勝沼小学校	直営	3,729	1983/05/09	38
10	祝小学校	直営	2,610	1978/10/31	43
11	菱山小学校	直営	2,181	1982/03/13	40
12	東雲小学校	直営	3,239	1981/05/11	40
13	大和小学校	直営	2,593	1979/03/31	43
14	塩山中学校	直営	7,479	1976/12/01	45
15	塩山北中学校	直営	3,383	1984/02/01	38
16	松里中学校	直営	3,755	1974/03/01	48
17	勝沼中学校	直営	5,152	1974/08/01	47
18	大和中学校 (※1)	直営	2,958	1983/03/31	39
19	神金第二小学校 (中学校)	直営	580	1963/06/01	58
	合計		63,641		

(※1) 18 大和中学校は 17 勝沼中学校と令和 4 (2022) 年 4 月 1 日に統合

②現状や課題に対する基本的な認識

学校の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none">・勝沼中学校、大和中学校は少子化による生徒の減少により令和4（2022）年4月1日に勝沼中学校へ統合されます。・塩山南小学校は機械設備の老朽化が顕著、神金第二小学校（中学校）は老朽化が激しく、廃屋状況となっています。・旧耐震基準施設の校舎及び体育館について、休校中の神金第二小学校（中学校）を除き平成25（2013）年度にすべて耐震化を完了しました。また、平成26（2014）年度に、専門家による体育館の非構造部材の落下防止対策点検を実施し、平成27（2015）年度に落下防止対策を完了しました。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、安全確保については特に重視し、現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。
- ・災害時にも機能を保てるよう、マニュアルによる点検の定型化を図り、点検の質を一定水準に保ちます。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の仕組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な児童・生徒数の動向を踏まえ、施設の適正規模を把握する中で、学校の再編を進め、施設を更新していきます。
- ・再編後の既存施設については、災害の観点も踏まえ、他の施設へ転用など有効な活用方法を検討します。

④施設別の今後の方針

表 3-14 学校の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	塩山南小学校	今後の人口減少を鑑みながら、中学校再編後に地域実情に応じた学校規模となるような再編に取り組む。
2	塩山北小学校	
3	大藤小学校	
4	神金小学校	
5	玉宮小学校	
6	奥野田小学校	
7	松里小学校	
8	井尻小学校	
9	勝沼小学校	
10	祝小学校	
11	菱山小学校	
12	東雲小学校	
13	大和小学校	
14	塩山中学校	令和4(2022)年4月1日に大和中学校は勝沼中学校に再編し、塩山地域の4校は令和7(2025)年4月1日に塩山中学校への再編を目指す。
15	塩山北中学校	
16	松里中学校	
17	勝沼中学校	
18	大和中学校	
19	神金第二小学校(中学校)	廃止

(2) その他教育施設

①基本情報

その他教育施設は、学校給食センターがあり、延べ床面積は1,845 m²です。当該施設は、平成26(2014)年度から稼働し、塩山地区の小中学校へ給食の配送を開始しました。令和2(2020)年度には、勝沼中学校調理場が廃止され、学校給食センターからの給食配送に変更となりました。将来的には、市内の全学校への給食が学校給食センターからの配送に変わります。令和4(2022)年度には、大和地区調理場も廃止され、調理場は、勝沼地区小学校に併設されている調理場のみとなります。

表 3-15 その他教育施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	学校給食センター	直営	1,845	2014/07/10	7
	合計		1,845		

②現状や課題に対する基本的な認識

その他教育施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
サービス	<ul style="list-style-type: none">・勝沼地域小学校に併設されている調理場は、学校給食センターに移行するまでの間滞りなく給食を配給できるよう維持管理を行っていくことが課題です。・将来的な生徒数の減少にいかに対応していくかも課題です。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。
- ・災害時にも機能を保てるよう、マニュアルによる点検の定型化を図り、点検の質を一定水準に保ちます。
- ・目標使用年数を決め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施を図ります。
- ・災害時にも機能を保てるよう、マニュアルによる点検の定型化を図り、点検の質を一定水準に保ちます。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の仕組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。

長寿命化の基本的な方針

- ・自校方式の統合も考慮する中で、中長期的な修繕計画を策定し、計画的な維持管理を図っていきます。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な児童・生徒数の減少を踏まえ、自校方式で行っている学校の統合を検討していきます。

④施設別の今後の方針

表 3-16 その他の教育施設の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)
1	学校給食センター	存続

4 子育て支援施設

(1) 幼保・こども園

①基本情報

幼保・こども園は、市内6施設あり、延床面積は合計3,185㎡です。いずれの施設も延床面積は1,000㎡未満と比較的小規模となっています。また、いずれの施設も建築後経過年数が30年を超えていることから老朽化が進行しています。

表 3-17 幼保・こども園の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	松里保育所	直営	658	1978/04/01	43
2	神金保育所 (※1)	直営	469	1961/04/01	60
3	大藤保育所 (※1)	直営	383	1963/04/01	58
4	奥野田保育所	直営	594	1960/11/02	61
5	東雲保育所	直営	715	1990/04/16	31
6	大和保育所	直営	365	1984/03/10	38
	合計		3,185		

(※1) 現在休園

②現状や課題に関する基本的な認識

幼保・こども園の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> 松里保育所、奥野田保育所、東雲保育所、大和保育所は耐震診断結果に基づき耐震化が完了しました。 現在開園している施設は、耐震化は図られましたが、老朽化は進んでおり修繕箇所が増加しています。 幼保・こども園の長寿命化計画は策定していません。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 園児数が定員を大きく下回っている施設が多いことから園児1人あたりコストが他の保育所と比べて高くなっています。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 将来的には園児の減少を踏まえて民間園への移行を含め統廃合を検討する必要があります。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・開園している施設は、今後、計画的な大規模修繕や更新を検討します。
- ・閉園している施設は、再開の見通しが立たない場合、除却も含めて今後の方針を検討します。
- ・雨漏りの発生は、施設の劣化の進行を招くおそれがありますので、早急に修繕します。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な園児の減少を踏まえ、園児の予定見込み数を把握する中で、民間園への移行などを検討します。

④施設別の今後の方針

表 3-18 幼保・こども園の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	松里保育所	廃止
2	神金保育所	廃止
3	大藤保育所	廃止
4	奥野田保育所	廃止
5	東雲保育所	廃止
6	大和保育所	廃止

(2) 幼児・児童施設

①基本情報

幼児・児童施設は6施設あり、延床面積は合計1,854㎡です。いずれの施設も延床面積は500㎡未満と比較的小規模となっています。

表 3-19 幼児・児童施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	塩山南児童センター	直営	384	1993/03/25	29
2	塩山北児童センター	直営	334	1996/03/29	26
3	菱山児童センター	直営	364	1985/02/28	37
4	東雲ふれあい親子館	直営	241	2005/10/01	16
5	祝ふれあい親子館	委託	163	2004/01/01	18
6	塩山西児童センター	直営	368	1989/03/31	33
	合計		1,854		

②現状や課題に関する基本的な認識

幼児・児童施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの施設も新耐震基準に適合しており、定期的な法定点検などを実施しています。しかし、建築後年数が経過し、修繕箇所が増加してきており、荒天時に雨漏りが発生している施設が存在します。 ・幼児・児童施設の長寿命化計画は策定していません。 ・塩山北児童センター、菱山児童センター、祝ふれあい親子館は移転の方針ですが、移転までは機能維持のための修繕を実施しながら施設を存続させていく必要があります。 ・塩山南児童センター、東雲ふれあい親子館は日常的な点検や機能維持のための修繕を実施しながら施設を存続させていきます。 ・塩山西児童センターは施設の建設から30年以上経過していますが、廃止するまでは機能維持のための修繕を実施しながら施設を存続させる必要があります。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・奥野田児童クラブ、井尻児童クラブは、現状、定員を上回る登録者数があるため、適正規模へ向けて早期の改善が望まれます。 ・保護者が労働等により昼間家庭にいないことが社会情勢によって今後も増加することが想定され、現在利用している施設では十分な広さが確保できない可能性があります。将来的に学校の再編に合わせ児童センターの統廃合を進めていく必要があります。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・雨漏りの発生は、施設の劣化の進行を招くおそれがありますので、早急に修繕します。
- ・修繕履歴台帳の整備を行い、維持管理に活用していきます。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・幼児・児童施設については、学校の再編と連動し、施設数の適正化を図るなかで、施設の統廃合を検討していきます。

④施設別の今後の方針

表 3-20 幼児・児童施設の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	塩山南児童センター	存続
2	塩山北児童センター	移転
3	菱山児童センター	移転
4	東雲ふれあい親子館	存続
5	祝ふれあい親子館	移転
6	塩山西児童センター	廃止

5 保健福祉施設

(1) 障害福祉施設

①基本情報

障害福祉施設が2施設あり、延床面積は合計2,517㎡です。このうち、鈴宮寮の延床面積が1,000㎡を超えています。

表 3-2 障害福祉施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	子ども家庭障害者支援センター	直営	272	1973/02/15	49
2	鈴宮寮	指定管理	2,245	2006/03/31	16
	合計		2,517		

②現状や課題に対する基本的な認識

障害福祉施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭障害者支援センターは、建築後経過年数が40年を超え、老朽化が進んでおり、近隣の塩山保健センターへの統合などを検討する必要があります。 鈴宮寮は築年数が浅く、目立った劣化は見られません。ただし、規模が大きい施設であり、雨漏り等の軽微な劣化も確認されているため、長期的に健全な状態を保つために中長期にわたる修繕計画を検討する必要があります。 子ども家庭障害者支援センターは天井等の内装、電気配線、水道関係が劣化しており、窓のシールの劣化、天井の雨漏り等の修繕が必要な箇所があります 障害福祉施設の長寿命化計画は策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・施設の長寿命化に向けた取り組みを検討していく上で必要な診断を実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・子ども家庭障害者支援センターの維持管理・修繕については、他の施設への統合を進める間、日常の維持管理により発見された劣化や損傷を早期に修繕し、利用者の安全を確保していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。

体制の構築の基本的な方針

- ・鈴宮寮については、市と指定管理者との間で緊密な連携を取れる体制をとります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・子ども家庭障害者支援センターについては、施設の老朽化状況、利用動向、維持・運営状況などを踏まえた上で、塩山保健福祉センターとの統合等について検討します。また、統合後の旧支援センターについては、管理状況などを踏まえたうえで民間への譲渡を検討していきます。
- ・鈴宮寮については、施設の管理運営状況などを踏まえたうえで民間への譲渡を検討していきます。

④施設別の今後の方針

表 3-22 障害福祉施設の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	子ども家庭障害者支援センター	統合
2	鈴宮寮	民間譲渡

(2) 福祉施設

①基本情報

福祉施設が3施設あり、延床面積は合計2,818㎡です。このうち、勝沼健康福祉センターは1,967㎡と規模が大きくなっています。いずれの施設も運営形態として指定管理を採用しています。

表 3-23 福祉施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	勝沼健康福祉センター	指定管理	1,967	1993/12/22	28
2	大和福祉センター	指定管理	426	1999/03/18	23
3	大和デイサービスセンター	指定管理	426	1999/03/18	23
	合計		2,818		

②現状や課題に対する基本的な認識

福祉施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・勝沼健康福祉センターは令和3（2021）年度に大規模改修を行い施設の長寿命化を図ったため、今後は、施設の劣化や異常を早期に発見し、軽微なうちに対策を行うことが必要となります。 ・大和福祉センターは、廃止とするまでは、機能維持のための軽微な修繕を実施しながら施設運営を行う見込みです。 ・大和デイサービスセンターは、施設の老朽化も年々進んでおり、今後、民間譲渡を検討していく中で、施設運営に関し、必要最低限の修繕・改修が必要となる見込みです。 ・福祉施設の長寿命化計画は、策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・勝沼健康福祉センターは令和3（2021）年度に大規模改修を行い施設の長寿命化を図ったため、今後は、保守点検を実施することで、施設の劣化や異常を早期に発見し、軽微なうちに対策を行っていきます。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・勝沼健康福祉センターは、市内唯一の老人福祉センターとして存続していきます。

④施設別の今後の方針

表 3-24 福祉施設の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	勝沼健康福祉センター	存続
2	大和福祉センター	廃止
3	大和デイサービスセンター	民間譲渡

(3) 保健施設

①基本情報

本市内の保健施設は、塩山保健福祉センターの1施設であり、延床面積は1,666㎡です。

表 3-25 保健施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	塩山保健福祉センター	直営	1,666	1993/02/20	29
	合計		1,666		

②現状や課題に対する基本的な認識

保健施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none">・建設から29年が経過し老朽化が進んでおり、エレベーターや照明器具（基盤）等の修繕が必要な状況となっていることから、長寿命化の対策を図っていく必要があります。・施設の劣化などに対する中期的な修繕計画の策定などが実施できておらず、課題となっています。・保健施設の長寿命化計画は策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・修繕履歴台帳を作成し、維持管理に活用していきます。
- ・建築物の老朽化などについては、中期的な修繕計画を立てて対応していきます。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・保健施設については、将来的な人口の減少による利用者の減少を踏まえ、相談業務等、市の保健福祉分野の基幹施設として今後複合化を検討します。

④施設別の今後の方針

表 3-26 保健施設の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	塩山保健福祉センター	存続

6 医療施設

(1) 医療施設

①基本情報

本市には、医療施設が3施設(勝沼病院を除く)あり、延床面積は合計225㎡です。いずれの施設も延床面積が200㎡未満と小規模な施設となっています。

表 3-27 医療施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	大藤診療所	直営	159	1990/03/25	32
2	落合出張診療所	直営	33	1973/04/14	48
3	一ノ瀬出張診療所	直営	33	1974/06/08	47
	合計		225		

②現状や課題に対する基本的な認識

医療施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・3施設のうち、落合出張診療所と一ノ瀬出張診療所は建築後経過年数が40年を超えています。 ・大藤診療所については耐震基準を満たしていますが、落合出張診療所と一ノ瀬出張診療所は耐震基準を満たしていません。 ・医療施設の長寿命化計画は策定していません。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・大藤診療所については、外来患者数は年々減少している状況にあり、今後の管理、運営に関しては、地域医療体制基本計画に沿って実施していく必要があります。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・診療所は、専門家の助言を得て必要な点検事項やその手法を検討し、マニュアル化します。また、あわせて劣化状況の診断を行います。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、今後在宅医療への移行など、地域医療体制基本計画に沿った体制を構築していきます。

④施設別の今後の方針

表 3-28 医療施設の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	大藤診療所	存続
2	落合出張診療所	在宅医療へ移行
3	一ノ瀬出張診療所	在宅医療へ移行

7 公営住宅

(1) 公営住宅

①基本情報

公営住宅が 11 施設あり、延床面積は合計 30,846 m²です。このうち、1,000 m²を超える施設は、市営上塩後住宅、市営竹森住宅、市営西の原団地、定住促進赤尾住宅、定住促進勝沼住宅、定住促進松里住宅の 6 施設です。特に、市営上塩後住宅は 11,174 m²と非常に大規模な施設であり、定住促進勝沼住宅、定住促進松里住宅も延床面積が 5,000 m²を超える大規模な施設です。

表 3-29 公営住宅の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	市営上塩後住宅	直営	11,174	1977/03/01	45
2	市営竹森住宅	直営	1,671	1981/04/01	40
3	市営新井団地	直営	246	1971/03/01	51
4	市営勝沼 6 号団地	直営	832	1976/04/01	45
5	市営勝沼 7 号団地	直営	656	1977/04/01	44
6	市営宮本団地	直営	120	1980/03/31	42
7	市営西の原団地	直営	1,984	2005/04/01	16
8	市営久保平団地	直営	792	1994/08/22	27
9	定住促進赤尾住宅	直営	3,186	1973/04/01	48
10	定住促進勝沼住宅	直営	5,055	1983/04/01	38
11	定住促進松里住宅	直営	5,130	1993/04/01	28
	合計		30,846		

②現状や課題に対する基本的な認識

公営住宅の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後経過年数が 40 年以上の施設は定住促進赤尾住宅など 7 施設、30 年を超える施設は定住促進勝沼住宅の 1 施設あり、11 施設中 8 施設で建築後経過年数が 30 年を超えています。 ・ 本市では、旧耐震基準住宅 7 団地について、耐震診断を行いました。その結果、昭和 39 (1964) 年から昭和 54 (1979) 年にかけて建築された 4 団地は老朽化が著しく、耐用年数を経過しているため「甲州市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に用途廃止等を行います。 ・ 計画に基づき、人口減少に伴う入居者の減少を考慮し、棟数の縮減などを検討したうえで、公営住宅の長寿命化に取り組んでいます。 ・ 給湯・給水設備の故障、不具合の増加、施設設備等老朽化による機器

視 点	課 題
	の劣化等により、修繕が必要となっています。
サービス	・公営住宅の入居率は定住促進松里住宅が 34%、市営久保平団地が 38% と他の施設と比較して低くなっており、今後人口減少が進んでいく中で入居率の向上が課題です。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・「甲州市公営住宅等長寿命化計画」に基づく維持管理計画に沿って、計画的な修繕を行います。
- ・老朽化が著しい4団地（14棟）の公営住宅については、居住者と意見交換しつつ、早急に用途廃止等を検討します。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。

安全確保の基本的な方針

- ・老朽化が著しい4団地の今後の方向性を決定後、速やかに修繕または用途廃止に取り掛かります。

長寿命化の基本的な方針

- ・「甲州市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、入居者数の減少による、棟数の縮減を検討したうえで着実に長寿命化を図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な人口の減少による入居者数の減少を踏まえ、今後施設の棟数縮減や廃止を検討します。

④施設別の今後の方針

表 3-30 公営住宅の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	市営上塩後住宅	1棟廃止
2	市営竹森住宅	存続
3	市営新井団地	廃止
4	市営勝沼6号団地	廃止
5	市営勝沼7号団地	廃止
6	市営宮本団地	廃止
7	市営西の原団地	存続
8	市営久保平団地	存続
9	定住促進赤尾住宅	減築
10	定住促進勝沼住宅	存続
11	定住促進松里住宅	減築

8 行政系施設

(1) 庁舎等

①基本情報

庁舎等が 12 施設あり、延床面積は合計 16,628 m²です。このうち、1,000 m²を超える施設は、甲州市役所本庁舎、甲州市役所大和庁舎の 2 施設です。特に、甲州市役所本庁舎は 12,231 m²と非常に大規模な施設です。

表 3-3 1 庁舎等の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	甲州市役所本庁舎	直営	12,231	1985/06/01	36
2	甲州市役所別館・庁舎別館車庫	直営	897	1973/05/09	48
3	管財課第一倉庫	直営	67	1978/05/20	43
4	庁用バス車庫	直営	45	1978/05/20	43
5	多目的倉庫	直営	315	1979/04/01	42
6	地域子育て支援施設	直営	128	1970/10/01	51
7	甲州市役所勝沼支所	直営	872	1970/10/01	51
8	甲州市役所大和支所	直営	1,433	1978/08/10	43
9	車庫（旧広瀬琴川ダム事務所 水防倉庫）	直営	369	1971/12/12	50
10	倉庫（旧広瀬琴川ダム事務所 付属棟）	直営	102	1973/02/10	49
11	倉庫（旧広瀬琴川ダム事務所 車庫）	直営	103	1994/01/21	28
12	倉庫（旧広瀬琴川ダム事務所 倉庫）	直営	66	1954/03/31	68
	合計		16,628		

②現状や課題に対する基本的な認識

庁舎等の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後経過年数が 40 年を超える施設は甲州市役所別館・庁舎別館車庫など 10 施設、30 年を超える施設は甲州市役所本庁舎で 1 施設あります。 ・ 本市では、昭和 56（1981）年以前に建築された庁舎等について耐震診断を実施し、倒壊または崩壊する危険性は低いと判断されました。 ・ 庁舎等に関する長寿命化計画は策定していません。 ・ 物品、資材や資料の保管場所の確保等に課題があります。 ・ 庁舎機能を移転した旧大和庁舎や甲州市役所別館など空き施設の除却に関しても課題となっています。 ・ 旧琴川ダム事務所及び文書庫については、令和元（2019）年度に除却を行っています。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・庁舎等については、現在実施している点検を継続するとともに、マニュアルやチェックリストの作成により、点検の質の統一を図ります。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の仕組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。

安全確保の基本的な方針

- ・庁舎については、点検・診断の結果、高度な危険性が認められた施設は、安全対策を行います。
- ・庁舎以外の施設については、修繕などにより安全性を確保するのか、利用度やサービスの必要性を踏まえて供用を停止するのか検討します。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な人口の減少を踏まえ、施設の廃止及び除却を進め施設数の適正化を図ります。

④施設別の今後の方針

表 3 - 3 2 庁舎等の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	甲州市役所本庁舎	存続
2	甲州市役所別館・庁舎別館車庫	廃止
3	管財課第一倉庫	存続
4	庁用バス車庫	存続
5	多目的倉庫	廃止
6	地域子育て支援施設	存続
7	甲州市役所勝沼支所	存続
8	甲州市役所大和支所	廃止
9	車庫(旧広瀬琴川ダム事務所水防倉庫)	存続
10	倉庫(旧広瀬琴川ダム事務所付属棟)	廃止
11	倉庫(旧広瀬琴川ダム事務所車庫)	存続
12	倉庫(旧広瀬琴川ダム事務所倉庫)	存続

(2) 消防施設

①基本情報

消防施設が 37 施設あり、延床面積は合計 2,510 m²です。いずれも消防団の詰所で、その多くが 100 m²未満、最も大きい施設で 152 m²と非常に小規模な施設です。

表 3-33 消防施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	甲州市消防団塩山分団第 1 部詰所	その他	73	1998/09/30	23
2	甲州市消防団塩山分団第 2 部詰所	その他	71	1987/04/01	34
3	甲州市消防団塩山分団第 3 部詰所	その他	96	2019/03/13	3
4	甲州市消防団塩山分団第 4 部詰所	その他	58	1984/04/01	37
5	甲州市消防団塩山分団第 5 部詰所	その他	20	1982/04/01	39
6	甲州市消防団奥野田分団第 1 部詰所	その他	132	2018/03/19	4
7	甲州市消防団奥野田分団第 2 部詰所	その他	126	2018/12/12	3
8	甲州市消防団奥野田分団旧第 4 部詰所	その他	59	1968/04/01	53
9	甲州市消防団松里分団第 1 部詰所	その他	82	2011/03/05	11
10	甲州市消防団松里分団第 2 部詰所	その他	62	1983/04/01	38
11	甲州市消防団松里分団第 3 部詰所	その他	70	1975/04/01	46
12	甲州市消防団松里分団第 4 部詰所	その他	96	2009/03/01	13
13	甲州市消防団松里分団第 5 部詰所	その他	81	2013/04/01	8
14	甲州市消防団玉宮分団第 1 部詰所	その他	152	2006/07/31	15
15	甲州市消防団神金分団第 7 部詰所	その他	43	1975/04/01	46
16	甲州市消防団神金分団第 9 部詰所	その他	25	1965/04/01	56
17	甲州市消防団勝沼分団第 1・3 部詰所	その他	40	1991/12/23	30
18	甲州市消防団勝沼分団第 2 部詰所	その他	70	1998/04/26	23
19	甲州市消防団勝沼分団第 5・6 部詰所	その他	108	1996/11/30	25
20	甲州市消防団勝沼分団第 7 部詰所 (※1)	その他	15	1950/04/01	71
21	甲州市消防団祝分団第 1・2 部詰所	その他	73	1995/12/09	26
22	甲州市消防団祝分団第 3・4 部詰所	その他	80	2005/04/01	16
23	甲州市消防団祝分団第 5 部詰所	その他	62	1987/04/01	34
24	甲州市消防団東雲分団第 2 部詰所	その他	90	1978/04/01	43
25	甲州市消防団東雲分団第 3 部詰所	その他	89	2008/05/31	13
26	甲州市消防団菱山分団第 1 部詰所	その他	97	1975/04/01	46
27	甲州市消防団菱山分団第 2 部詰所	その他	40	2004/04/01	17
28	甲州市消防団菱山分団第 3 部詰所 (新 1 部)	その他	85	2013/12/15	8
29	甲州市消防団菱山分団第 4 部詰所	その他	29	1992/04/01	29
30	甲州市消防団大和分団第 1 部詰所	その他	50	2006/03/15	16
31	甲州市消防団大和分団第 2 部詰所	その他	40	2003/01/06	19

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
32	甲州市消防団大和分団第3部詰所	その他	30	1985/04/01	36
33	甲州市消防団大和分団第4部詰所	その他	30	1987/04/01	34
34	甲州市消防団大和分団第6部詰所	その他	104	2006/04/14	15
35	甲州市消防団大和分団第8部詰所	その他	45	2005/01/01	17
36	甲州市消防団大和分団第9部詰所	その他	33	1988/04/01	33
37	甲州市消防団大和分団旧第10部詰所	その他	55	2006/02/01	16
	合計		2,510		

(※1) 令和3(2021)年度除却

②現状や課題に対する基本的な認識

消防施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> 消防団詰所は、建築後経過年数50年を超える施設が3施設あり、40年を超える施設も4施設存在します。 消防団詰所は地域の消防団が管理しているものの、緊急時など利用が限定的であり、機能的に劣化した箇所や故障などは、事後対応となりがちであるため、消防団員による簡易な点検を実施できる仕組み作りが必要です。 消防施設の長寿命化計画は策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- 現在実施している点検を継続して実施していきます。
- 点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- 点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- 甲州市消防団として消防団詰所管理維持計画などのマニュアルを作成します
- 他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- 点検診断結果や修繕履歴台帳の取り組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- 消防団は、団員数の減少や出動体制などの課題を抱えており、部の統合をはじめ組織のあり方とあわせ、施設(詰所)の統合も検討していきます。
- 部の統合及び施設(詰所)の統合については、近年の災害が多発している状況も十分に考慮し、地域の防災力が低下しないよう実施していきます。

④施設別の今後の方針

表 3 - 3 4 消防施設の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	甲州市消防団塩山分団第1部詰所	存続
2	甲州市消防団塩山分団第2部詰所	存続
3	甲州市消防団塩山分団第3部詰所	存続
4	甲州市消防団塩山分団第4部詰所	存続
5	甲州市消防団塩山分団第5部詰所	存続
6	甲州市消防団奥野田分団第1部詰所	存続
7	甲州市消防団奥野田分団第2部詰所	存続
8	甲州市消防団奥野田分団旧第4部詰所	存続
9	甲州市消防団松里分団第1部詰所	存続
10	甲州市消防団松里分団第2部詰所	存続
11	甲州市消防団松里分団第3部詰所	存続
12	甲州市消防団松里分団第4部詰所	存続
13	甲州市消防団松里分団第5部詰所	存続
14	甲州市消防団玉宮分団第1部詰所	存続
15	甲州市消防団神金分団第7部詰所	存続
16	甲州市消防団神金分団第9部詰所	存続
17	甲州市消防団勝沼分団第1・3部詰所	存続
18	甲州市消防団勝沼分団第2部詰所	存続
19	甲州市消防団勝沼分団第5・6部詰所	存続
20	甲州市消防団勝沼分団第7部詰所(※1)	除却
21	甲州市消防団祝分団第1・2部詰所	存続
22	甲州市消防団祝分団第3・4部詰所	存続
23	甲州市消防団祝分団第5部詰所	存続
24	甲州市消防団東雲分団第2部詰所	存続
25	甲州市消防団東雲分団第3部詰所	存続
26	甲州市消防団菱山分団第1部詰所	地域移管
27	甲州市消防団菱山分団第2部詰所	廃止
28	甲州市消防団菱山分団第3部詰所(新1部)	統合

29	甲州市消防団菱山分団第 4 部詰所	廃止
30	甲州市消防団大和分団第 1 部詰所	統合
31	甲州市消防団大和分団第 2 部詰所	廃止
32	甲州市消防団大和分団第 3 部詰所	廃止
33	甲州市消防団大和分団第 4 部詰所	廃止
34	甲州市消防団大和分団第 6 部詰所	統合
35	甲州市消防団大和分団第 8 部詰所	廃止
36	甲州市消防団大和分団第 9 部詰所	廃止
37	甲州市消防団大和分団旧第 10 部詰所	統合

(※1) 令和 3 (2021) 年度除却

(3) その他行政施設

①基本情報

その他行政施設として倉庫等が7施設あり、延床面積は合計 241 m²です。いずれの施設も延床面積が 50 m²未満の非常に小規模な施設です。

表 3-35 その他行政施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	中萩原水防倉庫	直営	34	1954/04/01	67
2	赤尾水防倉庫	直営	35	1989/04/01	32
3	小田原水防倉庫	直営	35	1995/11/10	26
4	三日市場水防倉庫	直営	35	1955/04/01	66
5	資材倉庫	直営	40	1982/01/01	40
6	熊野水防倉庫	直営	30	1995/03/24	27
7	勝沼水防倉庫	直営	32	1980/04/01	41
	合計		241		

②現状や課題に対する基本的な認識

その他行政施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・中萩原水防倉庫と三日市場水防倉庫はそれぞれ建築後 67 年、66 年経過しており、勝沼水防倉庫は、41 年ですが老朽化が進んでいます。 ・三日市場水防倉庫は前面道路が狭く、利用に支障があります。 ・人が日常的に滞在する施設でないため、不具合があってもその都度修繕することがほとんどありません。利用目的通りに倉庫が機能する基準を設け、担当者が人事異動しても支障がない状態にする必要があります。 ・中萩原水防倉庫及び三日市場水防倉庫は特に建築年度から年数が経過しており、安全性が確保できているか確認する必要があります。 ・その他行政施設の長寿命化計画は策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・水防倉庫は、現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・資材倉庫は、定期的な点検を実施します。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、計画的に維持管理に活用していきます。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・利用目的通りに倉庫が機能する基準について、検討します。また、施設の老朽化が著しいため、統廃合により空いた施設への機能移転も検討します。

④施設別の今後の方針

表 3 - 3 6 その他行政施設今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	中萩原水防倉庫	存続
2	赤尾水防倉庫	存続
3	小田原水防倉庫	存続
4	三日市場水防倉庫	存続
5	資材倉庫	存続
6	熊野水防倉庫	存続
7	勝沼水防倉庫	存続

9 供給処理施設

(1) 供給処理施設

①基本情報

供給処理施設が2施設(簡易水道施設を除く)あり、延床面積は合計3,771 m²です。
 なお、甲州市環境センター(ごみ処理場)においては、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけて解体事業を実施しています。

表 3-37 供給処理施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	甲州市環境センター(ごみ処理場)	直営	2,747	1994/12/15	27
2	甲州市環境センター(し尿処理場)	指定管理者	1,024	2003/03/09	19
	合計		3,771		

②現状や課題に関する基本的な認識

供給処理施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> 甲州市環境センター(し尿処理場)は、主たる建物は築年数が浅いですが、受水施設については、建築後52年経過しています。 供給処理施設に関する長寿命化計画は策定していません。 し尿処理場は設備が特殊で高価な機械が多いため、毎年メンテナンスを行い計画的かつ最小限に機械(部品)の更新を行う必要があります。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・受水施設の点検については、施設管理者の専門知識を活かし技術の向上を図ります。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、計画的に維持管理に活用していきます。

④施設別の今後の方針

表 3 - 3 8 供給処理施設の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	甲州市環境センター(ごみ処理場)	解体 (令和3(2021)年度)
2	甲州市環境センター(し尿処理場)	存続

10 その他

(1) 公園施設

①基本情報

本市の公園施設は12施設あり、建物の延床面積は合計658㎡です。公園施設は主にトイレや管理棟によって構成されています。最も大きい甲州中央防災広場が209㎡、塩山ふれあいの森総合公園が152㎡、勝沼中央公園が69㎡であり、その他の9施設はいずれの施設も50㎡未満の小規模な施設です。

表 3-39 公園施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	大久保平親水公園	直営	9	1999/10/02	22
2	於曽第二公園	直営	21	1982/10/23	39
3	塩山ふれあいの森総合公園	直営	152	2003/03/30	19
4	塩山総合グラウンドトイレ	直営	37	1994/11/21	27
5	於曽公園	直営	39	1979/03/31	43
6	塩後ふれあい公園	直営	10	1996/03/25	26
7	勝沼健康公園トイレ	直営	41	1995/04/01	26
8	小佐手水辺公園	直営	31	2006/03/31	16
9	甲州中央防災広場	直営	209	2014/10/01	7
10	勝沼中央公園格納庫・トイレ	直営	69	1991/04/01	30
11	上岩崎公園	直営	20	2013/06/01	8
12	等々力公園	直営	20	1996/04/01	25
	合計		658		

②現状や課題に関する基本的な認識

公園施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築経過年数が30年以上の施設は3施設あります。 ・ 一部トイレ等を更新している施設もありますが、全体的に施設の老朽化が課題となっており、トイレを設置している公園では管理・運用が課題となっています。 ・ 公園については、平成23(2011)年度に都市公園施設の点検、健全度判定を実施し、平成24(2012)年度～平成25(2013)年度に「都市公園施設長寿命化計画」を策定しています。 ・ 施設台帳の整備を行っており、今後修繕記録などを管理する予定です。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・公園施設については、施設内のトイレ等、施設の老朽化等を踏まえ、他の代替え施設等での対応も検討し、施設数の適正化を図ります。
- ・「都市公園施設長寿命化計画」に基づく維持管理計画に沿って、計画的な修繕を行います。
- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、計画的に維持管理に活用していきます。

長寿命化の基本的な方針

- ・「都市公園施設長寿命化計画」に基づき、着実に長寿命化を図っていきます。

④施設別の今後の方針

表 3 - 4 0 公園施設の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	大久保平親水公園	廃止
2	於曾第二公園	代替施設で対応できるものは廃止
3	塩山ふれあいの森総合公園	代替施設で対応できるものは廃止
4	塩山総合グラウンドトイレ	代替施設で対応できるものは廃止
5	於曾公園	代替施設で対応できるものは廃止
6	塩後ふれあい公園	代替施設で対応できるものは廃止
7	勝沼健康公園トイレ	代替施設で対応できるものは廃止
8	小佐手水辺公園	存続
9	甲州中央防災広場	代替施設で対応できるものは廃止
10	勝沼中央公園格納庫・トイレ	代替施設で対応できるものは廃止
11	上岩崎公園	代替施設で対応できるものは廃止
12	等々力公園	代替施設で対応できるものは廃止

(2) 公衆トイレ

①基本情報

公衆トイレは31施設あり、延床面積は合計575㎡です。最も大きい柳沢峠トイレが100㎡であり、その他の30施設はいずれの施設も100㎡未満の小規模な施設です。

表 3-3 公衆トイレの一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	塩山駅北口トイレ	直営	20	1991/08/20	30
2	塩山駅北口多目的トイレ	直営	6	2011/11/10	10
3	塩山駅南口トイレ	直営	21	1991/05/27	30
4	塩山駅南口多目的トイレ	直営	6	2013/04/01	8
5	熊野神社公衆便所	直営	5	1995/02/21	27
6	向獄寺トイレ	直営	5	1987/03/25	35
7	塩ノ山北トイレ	直営	5	1975/04/01	46
8	白鬚神社トイレ	直営	5	1987/03/17	35
9	龍光院トイレ	直営	5	1987/03/19	35
10	大菩薩登山口トイレ	直営	10	2005/12/01	16
11	雲峰寺トイレ	直営	5	1975/04/01	46
12	五郎田荘トイレ	直営	5	1986/11/20	35
13	柳沢峠トイレ	直営	100	1998/03/31	24
14	活性化施設前便所	直営	37	1994/11/21	27
15	牛奥みはらしの丘トイレ	直営	13	2006/04/01	15
16	天目駐車場内トイレ	直営	15	1991/02/09	31
17	竜門峡駐車場内トイレ	直営	20	1994/01/31	28
18	錬成館前トイレ	直営	18	1996/03/29	26
19	景德院駐車場内トイレ	直営	56	1997/03/24	25
20	将監峠公衆トイレ	直営	20	2013/11/22	8
21	湯の沢峠公衆トイレ	直営	33	2005/08/30	16
22	裂石ポケットパーク公衆トイレ	直営	5	2006/04/01	15
23	上日川峠公衆トイレ	直営	25	2005/04/01	16
24	唐松尾根分岐公衆トイレ	直営	5	2007/12/22	14
25	大菩薩峠公衆トイレ	直営	5	2004/12/15	17
26	甲斐大和駅ロータリートイレ	直営	17	2020/03/31	2
27	勝沼ぶどう郷駅前公園施設	直営	21	1999/01/01	23
28	上岩崎公衆便所	直営	15	2004/08/01	17
29	三窪高原トイレ	直営	13	2007/02/09	15
30	大滝不動尊前トイレ	直営	42	1978/03/10	44

31	落合公衆トイレ	直営	18	2001/04/01	20
	合計		575		

②現状や課題に関する基本的な認識

公衆トイレの置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後経過年数が 40 年以上の施設は、塩ノ山北トイレ、雲峰寺トイレ、大滝不動尊前トイレの 3 施設です。 ・ 施設台帳の整備を行っており、今後修繕記録などを管理する予定です。 ・ 公衆トイレは新耐震基準時の建築物ですが老朽化は進んでいるため、施設によっては他の代替え施設等での対応も検討し、廃止等を進める必要があります。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・ 現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・ 老朽化の進行具合などを劣化診断で把握します。
- ・ 点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・ 施設の老朽化等を踏まえ、他の代替え施設等での対応も検討し、施設数の適正化を図るとともに、存続する施設は、適正に維持・管理していきます。
- ・ 点検・診断結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・ 修繕履歴台帳の仕組みを予定通り導入し、計画的に維持管理に活用していきま

④施設別の今後の方針

表 3-4-2 公衆トイレの今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30 年間) における方針
1	塩山駅北口トイレ	統合
2	塩山駅北口多目的トイレ	統合
3	塩山駅南口トイレ	統合
4	塩山駅南口多目的トイレ	統合
5	熊野神社公衆便所	廃止
6	向獄寺トイレ	存続

7	塩ノ山北トイレ	廃止
8	白鬚神社トイレ	廃止
9	龍光院トイレ	廃止
10	大菩薩登山口トイレ	存続
11	雲峰寺前トイレ	廃止
12	五郎田荘トイレ	廃止
13	柳沢峠トイレ	存続
14	活性化施設前便所	存続
15	牛奥みはらしの丘トイレ	存続
16	天目駐車場内トイレ	存続
17	竜門峡駐車場内トイレ	存続
18	錬成館前トイレ	廃止
19	景德院駐車場内トイレ	存続
20	将監峠公衆トイレ	存続
21	湯の沢峠公衆トイレ	存続
22	裂石ポケットパーク公衆トイレ	存続
23	上日川峠公衆トイレ	存続
24	唐松尾根分岐公衆トイレ	存続
25	大菩薩峠公衆トイレ	存続
26	甲斐大和駅ロータリートイレ	存続
27	勝沼ぶどう郷駅前公園施設	存続
28	上岩崎公衆便所	存続
29	三窪高原トイレ	存続
30	大滝不動尊前トイレ	存続
31	落合公衆トイレ	存続

(3) その他

①基本情報

その他施設が、普通財産と行政財産を合わせ、9施設あり、延床面積は合計3,036㎡です。このうち、1,000㎡を超える施設は、市営塩山駅南口駐車場があります。

表 3-43 その他の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	市営塩山駅南口駐車場	直営	1,326	1992/04/01	29
2	市営塩山駅南口自転車駐輪場	直営	455	2013/04/01	8
3	旧神金公民館（集会所）	直営	364	1960/03/31	62
4	甲斐大和駅前広場	直営	11	2000/04/01	21
5	中央区民会館	直営	372	1880/04/01	141
6	旧婦人の家	上東区管理	166	1978/10/31	43
7	もみの樹園	普通財産貸付	84	2003/02/10	19
8	すいーとはうす塩山	普通財産貸付	83	1982/03/20	40
9	旧大和歯科診療所	普通財産貸付	175	1982/03/26	40
	合計		3,036		

②現状や課題に対する基本的な認識

庁舎等の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後経過年数が40年以上の施設は5施設あります。 ・ もみの樹園、すいーとはうす塩山、旧大和歯科診療所の民間へ貸し付けている普通財産については、民間譲渡を検討していく必要があります。 ・ 中央区民会館、旧婦人の家は、地域での管理をしていますが、建物の老朽化が課題となっています。 ・ 市営塩山駅南口駐車場は駐車場設備が18年経過しており、耐用年数を超過していることから、管理方法の見直し等を検討する必要があります。 ・ その他の施設に関する長寿命化計画は策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・ 現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・ 老朽化の進行具合などを劣化診断で把握します。
- ・ 点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検・診断結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・修繕履歴台帳の仕組みを予定どおり導入し、計画的に維持管理に活用していきます。
- ・NPO や民間等へ貸し付けている建物（普通財産）については、老朽化の状況を見ながら譲渡、除却等を検討していきます。
- ・その他の施設も活用状況、必要性を十分考慮し、廃止等を検討していきます。
- ・市営塩山駅南口駐車場は、設備の老朽化が進んでいるため、管理体制の見直しや将来的に民間への譲渡などを検討していきます。

④施設別の今後の方針

表 3 - 4 4 その他の今後の方針

No.	施設名称	総合管理計画期間内 (30年間)における方針
1	市営塩山駅南口駐車場	民間譲渡
2	市営塩山駅南口自転車駐輪場	民間譲渡
3	旧神金公民館（集会所）	廃止
4	甲斐大和駅前広場	存続
5	中央区民会館	存続
6	旧婦人の家	廃止
7	もみの樹園	廃止
8	すいーとはうす塩山	廃止
9	旧大和歯科診療所	廃止

1 1 勝沼病院事業

①現状や課題に対する基本的な認識

勝沼病院は、指定管理制度を活用しており、収入が足りない部分は過年度分損益勘定留保資金で補填しています。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在の法定点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・国の施策に沿った今後の運営方針を定めるにあたり、長寿命化と更新のどちらを選択するのか検討します。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。

長寿命化の基本的な方針

- ・長寿命化のコストや安全性などを整理したうえで、長寿命化を図るのか、更新するのかを検討します。

1 2 勝沼ぶどうの丘事業

①現状や課題に対する基本的な認識

勝沼ぶどうの丘は、宿泊施設、飲食施設、温泉施設、ワインカーヴ、イベントホール、美術館などを備え、直営で運営しています。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施するとともに、市職員、施設管理者による点検を定期的に行います。
- ・勝沼ぶどうの丘は施設規模が多く、ワインカーヴや温泉施設など特殊な機能を持っているため、マニュアルによる点検の定型化などを図り、点検の質を一定水準に保ちます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続して行います。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用して行きます。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の仕組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。
- ・施設の大規模な修繕・更新にあたっては独立採算による公営企業法の理念を堅持し、様々な手法を検討します。

1.3 水道事業（簡易水道事業を含む）

①現状や課題に対する基本的な認識

水道事業会計では、令和2（2020）年度から簡易水道事業特別会計の地方公営企業法適用化への移行に合わせ、事業統合を行っています。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・毎年度実施している漏水調査を継続し、漏水箇所の早期発見に努めます。
- ・水源井の定期的な浚せつ改修、カメラ調査を継続して実施します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検・診断結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・修繕履歴台帳の仕組みを予定通り導入し、計画的に維持管理に活用していきます。
- ・水道水の安定供給の確保を図るため、水槽施設の遠隔監視システムを導入し、異常時の早期対応を可能とし、事故発生を未然に防ぎます。

耐震化の基本的な方針

- ・「甲州市総合基本計画」に掲げた配水管の耐震化に向けて、配水管網の整備を推進します。

体制構築の基本的な方針

- ・施設の延命化を図るとともに施設の統合等の効率化を進め、今後の経営や維持管理について検討していきます。

1.4 下水道事業

①現状や課題に対する基本的な認識

下水道施設は、浄化センター(処理場) 1 箇所、マンホール 6,911 箇所、マンホールポンプ 63 箇所、市設置型合併浄化槽 450 基を保有しており、管の総延長は 154,787 mとなっています。下水道事業では、一般会計と同様に、今後、施設等の更新や長寿命化などの大規模整備が必要な時期を迎えます。また、経営戦略の策定及び公営企業会計への移行を行いました。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・下水道事業を将来にわたり継続するために、施設の健全度の把握及び閉塞等の事故防止を図るため、定期的な点検・調査・清掃を実施し、安全で快適な下水道を目指します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検・診断結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・維持管理台帳の仕組みを導入し、計画的に維持管理に活用していきます。
- ・下水道維持管理計画を策定し、コスト縮減を図ります。

耐震化の基本的な方針

- ・現在実施している調査の結果をもとにして、耐震化に取り組んでいきます。

長寿命化の基本的な方針

- ・ストックマネジメント計画を策定し、コスト縮減を図りながら施設の延命化に努めます。

体制構築の基本的な方針

- ・公営企業への移行にあわせ経営戦略を策定し、今後の経営や維持管理を行います。

15 道路

①現状や課題に対する基本的な認識

本市では、市道では、1級市道 61km、2級市道 37km、その他市道 314kmを管理しています。また、農道・林道では、農道 344 km、市営林道 26 kmを管理しています。

今後は、扶助費の増加及び施設の更新等による財政需要の高まりが予想され、一般財源収入は人口の減少が予想されるなかで大幅な改善を見通せる状況になく、厳しい財政状況が続くことが見込まれています。

このため、今後の道路整備にあたっては、限られた財源を有効に活用し、選択と集中による効率的な道路整備を行うことが必要となっています。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・「甲州市舗装長寿命化計画」に沿って、点検・診断を実施していきます。
- ・道路パトロールの実施や市民などからの情報を集約する仕組みを構築し、破損箇所の早期発見に努めます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し舗装の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検・診断結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・修繕履歴台帳の仕組みを予定通り導入し、計画的に維持管理に活用していきます。
- ・予防保全型の維持管理の考え方を踏まえた維持管理により、道路の舗装長寿命

長寿命化の基本的な方針

- ・予防保全型の維持管理の考え方を踏まえた維持管理により、道路の舗装長寿命化を図ります。

16 橋りょう

①現状や課題に対する基本的な認識

本市は、市道では305橋（延長4,217m）、農林道では170橋（延長1,920m）を管理しています。市道に架かる橋りょうについては、平成26（2014）年度に策定した「甲州市橋りょう長寿命化修繕計画」に沿って、予防保全型の維持管理に取り組んでいます。今後、老朽化による架替えが集中し、財政負担が大きくなることが懸念されています。農林道に架かる橋りょうについても、市道と同様に老朽化による財政負担の増加が懸念されます。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・市道については「甲州市橋梁長寿命化修繕計画」に沿って、点検・診断を実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。
- ・農林道についても市道に準じて点検等を実施していきます。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検・診断結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・修繕履歴台帳の仕組みを予定通り導入し、計画的に維持管理に活用していきます。
- ・「甲州市橋梁長寿命化計画」に沿って、予防保全型の維持管理に取り組んでいきます。

長寿命化の基本的な方針

- ・市道については、「甲州市橋梁長寿命化修繕計画」に沿って、予防保全型の維持管理により長寿命化に取り組んでいきます。
- ・農林道についても市道に準じた長寿命化に取り組みます。

1.7 水路

①現状や課題に対する基本的な認識

現在、準用河川及び普通河川、市道、農道等に係る側溝について維持・管理を行っています。長寿命化計画の策定は現段階では予定していませんが、老朽化した水路等については、必要に応じて順次改修を行っています。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・ 日常業務の中で目視による点検を継続的に実施していきます。
- ・ 梅雨時など水量が増加する季節には特に注意して点検を行います。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・ 玉石積による水路や側溝等について、老朽化による割れ等は順次補修対応を行っていきます。
- ・ 水路等の構造に起因する溢水や陥没等の突発的な事象については、迅速に対応します。

18 公園

①現状や課題に対する基本的な認識

本市は、都市公園 13 箇所（48,247 m²）、その他の公園 7 箇所（185,162 m²）を保有しています。都市公園及び塩山ふれあいの森総合公園においては、年 1 回の公園遊具の法定点検を実施しています。

また、平成 23（2011）年度に都市公園施設の点検、健全度判定を実施し、平成 25（2013）年度に「公園施設長寿命化計画」を策定しました。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・都市公園、その他公園について、計画的な補修工事や更新を行い、施設の安全確保と長寿命化を図ります。
- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、計画的に維持管理に活用していきます。
- ・人口密集度、緑化空間の比率等を勘案し、公園の統廃合を含めた公園の適切な配置を計画していきます。

長寿命化の基本的な方針

- ・各公園とも、計画的な補修工事や更新を行い、施設の安全確保と長寿命化を図ります。

第4章 フォローアップの実施方針

1 情報の一元管理と庁内連携の強化

公共施設マネジメントの推進には、公共施設全体の情報を一元的に管理し、全庁的な視点で、公共サービスに対するニーズと公共施設等に係るトータルコストとのバランスを比較・検討していく必要があります。

このことから、施設の利用状況や老朽化度、維持管理経費の他、修繕や更新の計画や実績等に関する情報を一元的に管理できる体制を整備し、庁内連携の強化を図ります。特に、甲州市総合計画、行政改革大綱等との連携、整合を図るとともに、計画の実行には財政面での裏付けが重要となることから、財政部署と定期的に情報共有を図るなど連携を密にし、中長期的な財政収支予測に注視しながら計画の執行管理に務め、財政負担の軽減と平準化を目指します。

2 公共施設等総合管理計画の改訂

- ・総合管理計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、庁内に検討組織を設置し、定期的に評価を実施します。

- ・計画の進捗状況や社会環境の変化などに対応するために、原則として5年ごとに計画の見直しを行い、必要に応じて内容を改訂します。ただし、進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には、随時改訂することとします。

3 市議会や市民との連携について

- ・総合管理計画の推進にあたっては、議会及び市民に対する十分な説明を行います。

- ・総合管理計画を改訂に際しては、市民参画を前提とした情報共有を図るとともに、議会への報告等十分な説明を行います。

- ・総合管理計画を踏まえた個別施設計画の策定や公共施設の再配置を検討する際は、市民・利用者の理解を得るために、市民参画できる体制の構築に努めます。

